

**文京区バリアフリー基本構想
重点整備地区別計画
〔都心地域・下町隣接地域〕
(案)**

**平成 29 年 1 月
文 京 区**

※ 本編の下線部分は第2回協議会で示した素案からの主な変更箇所です。

目 次

第1章 重点整備地区別計画について	1
1.1 策定の経緯	1
1.2 重点整備地区別計画の目的と位置づけ	2
1.3 重点整備地区別計画の策定体制及び策定の流れ	3
第2章 重点整備地区別の特定事業	4
2.1 都心地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針	4
2.2 下町隣接地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針	6
2.3 公共交通特定事業	9
2.4 道路特定事業	17
2.5 建築物特定事業	33
2.6 都市公園特定事業	60
2.7 交通安全特定事業	61
2.8 その他の事業	62
第3章 特定事業の推進	68
参考資料	69

特定事業 目次

公共交通特定事業

東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅	9
東京メトロ丸ノ内線・南北線 後楽園駅	10
東京メトロ千代田線 湯島駅	11
東京メトロ千代田線 千駄木駅	11
東京メトロ千代田線 根津駅	12
都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅	12
都営地下鉄三田線・大江戸線 春日駅	13
都営地下鉄三田線 水道橋駅	14
都営地下鉄大江戸線 本郷三丁目駅	14
都営バス	15
文京区コミュニティバス	16

道路特定事業

国道	17
都道	19
区道	24

建築物特定事業

<公共施設(窓口)・集会施設>	
文京シビックセンター・シビックホール	33
礫川地域活動センター	
高齢者あんしん相談センター富坂分室	33
湯島地域活動センター・総合体育館	34
不忍通りふれあい館 (根津地域活動センター・根津図書室)	35
汐見地域センター (汐見地域活動センター・本郷図書館)	35
駒込地域活動センター	36
千駄木交流館	36
根津総合センター(根津交流館・根津児童館)	37
湯島総合センター(湯島図書館・湯島児童館)	
文京福祉センター湯島・湯島第二会館	38
勤労福祉会館(本郷福祉センター (若駒の里))・本駒込図書館	39
<福祉施設>	
文京湯島高齢者在宅サービスセンター・ アカデミー湯島	40
文京向丘高齢者在宅サービスセンター	40
文京千駄木高齢者在宅サービスセンター・高齢者 あんしん相談センター駒込・文京千駄木の郷	41
高齢者あんしん相談センター本富士・ 龍岡介護老人保健施設	41
高齢者あんしん相談センター本富士分室	42
ゆしまの郷	42
しおみ児童館	43
本駒込児童館	43
本駒込南児童館	44
柳町児童館	44

<保健施設・病院>	
保健サービスセンター 本郷支所	45
日本医科大学付属病院	46
東都文京病院	47
東京大学医学部附属病院	48
東京医科歯科大学医学部附属病院	49
順天堂大学医学部附属順天堂医院	50
<文化・教養・教育施設>	
文京区教育センター	51
東洋学園大学(本郷キャンパス)	52
史跡湯島聖堂	53
日本サッカーミュージアム	53
森鷗外記念館	54
東京ドーム	55
<商業施設>	
ラクア	56
<宿泊施設>	
東京グリーンホテル後楽園	57
東京ドームホテル	58
お茶の水セントヒルズホテル	59

都市公園特定事業

小石川後楽園	60
--------	----

交通安全特定事業

全域	61
----	----

その他の事業

中央大学(後楽園キャンパス)	62
後楽公園	63
須藤公園	65
<公衆便所>	
御茶の水橋際公衆便所	66
船河原橋際公衆便所	66
後楽橋際公衆便所	67

第1章 重点整備地区別計画について

1.1 策定の経緯

本区では、法や条例に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性が図られていない側面が課題となっています。また、交通政策基本法、障害者差別解消法等の施行や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」）の開催を契機として、より充実したバリアフリーの推進の必要性が高まっています。

これらの状況を踏まえ、行政・区民・事業者等が一体となり、平成28年3月に「文京区バリアフリー基本構想」を策定しました。

今後、「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、おおむね10年後の平成37年度を目標年次として取組を推進します。また、「文京区基本構想」並びにバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である平成32年度には、中間評価を実施することとしています。

文京区バリアフリー基本構想では、区全体に共通するバリアフリー課題を検討しつつ、地域特性を踏まえた構想とするため、文京区都市マスターPLANに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区（図1）に設定し、移動等円滑化に向けた配慮事項や、重点整備地区別の基本方針を設定しました。

バリアフリー化を着実に進めるため、平成28年度には都心地域及び下町隣接地域の、平成29年度には山の手地域（東部、中央、西部）の重点整備地区別計画を策定することとしました。

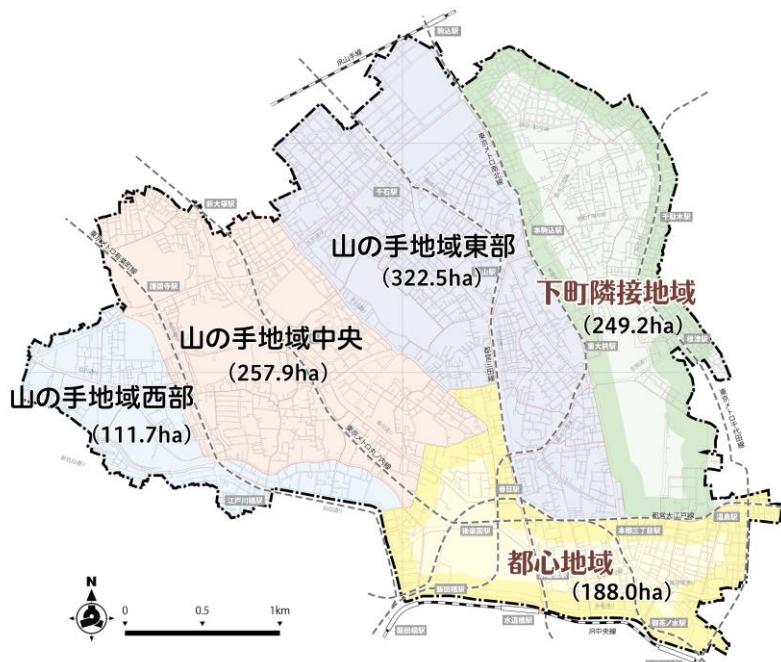


図1 重点整備地区区分図と各地区の面積

1.2 重点整備地区別計画の目的と位置づけ

重点整備地区別計画（以下、「地区別計画」）とは、バリアフリー化のために今後実施する事業（特定事業）を重点整備地区別に取りまとめたものです。

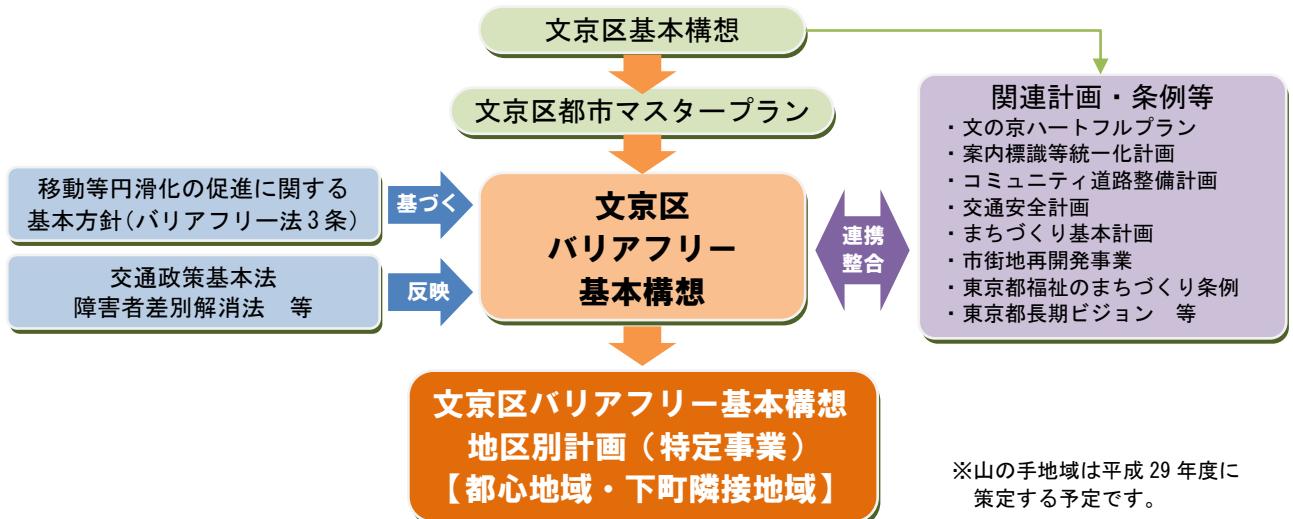


図 2 文京区バリアフリー基本構想 地区別計画の位置づけ

特定事業とは、生活関連施設・生活関連経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法に基づき公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業などがあります。特定事業を定めた施設設置管理者等には、特定事業計画の作成と、これに基づく事業の実施義務が課せられます。

バリアフリー基本構想で定めた移動等円滑化に関する事項やバリアフリーに関するアンケート調査結果、まち歩きワークショップから抽出した課題や区民意見、移動等円滑化基準への適合状況を踏まえ、施設の実状にあわせて各事業者が実施可能な事業を特定事業として設定しました。

特定事業等は、原則として基本構想の目標年次である平成37年度までに実現が可能なものを設定していますが、事業実施にあたり検討を要するものや長期的な課題として明示すべき内容もあわせて整理しています。事業の実施時期は、以下のとおりに設定しました。

表 1 特定事業等の実施時期の考え方

短期：平成28年度～平成32年度に実施する事業

中期：平成33年度～平成37年度に実施する事業

長期：平成38年度以降に実施する事業

1.3 重点整備地区別計画の策定体制及び策定の流れ

地区別計画は、バリアフリー基本構想の内容を踏まえ、原則として特定事業を設定する関係事業者との調整により策定するものですが、策定にあたっては、「文京区バリアフリー基本構想策定協議会」での検討に引き続き、学識経験者・障害者・高齢者・その他区民・施設管理者・事業者・関係行政機関等で組織する「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、庁内関係者で組織する「推進委員会」と連携した検討を行いました。

また、区民等の参加により地区別のまち歩きワークショップを行い、より具体的な課題を踏まえた特定事業が設定されるよう調整を図りました。

本計画に基づき事業を推進し、重点整備地区におけるバリアフリー化の実現を図ります。

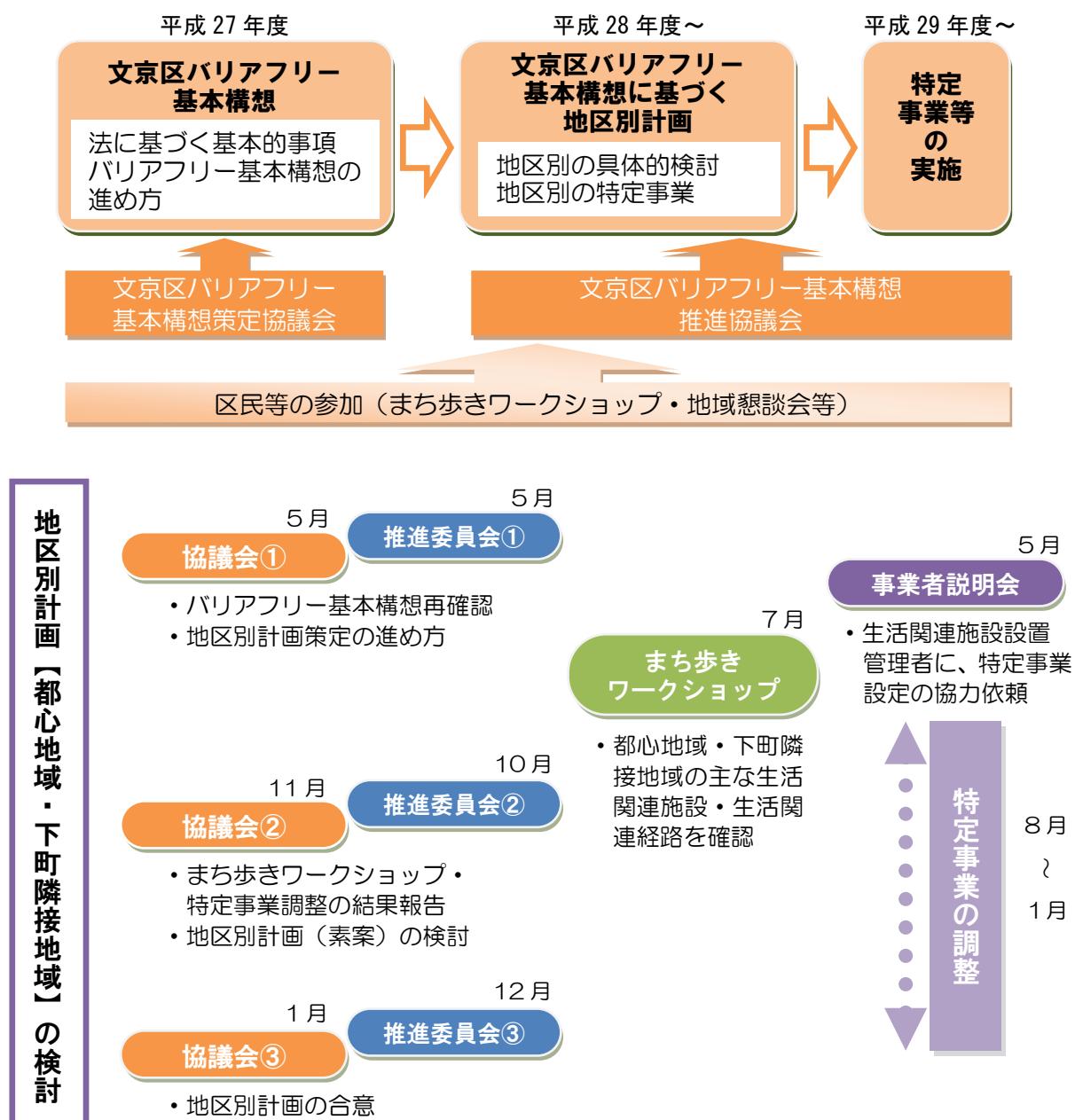


図 3 地区別計画策定の流れ

第2章 重点整備地区別の特定事業

2.1 都心地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針

都心地域における基本方針と生活関連施設・生活関連経路を以下に示します。

【都心地域における基本方針】

1. 東京 2020 大会に伴い、来訪者が増加することを想定し、

周辺のバリアフリー化を目指します。

- 東京メトロ後楽園駅、都営春日駅及び主要施設における乗換や施設間の経路案内の更なる充実
- 駅を中心とした周辺歩行空間の連続的なバリアフリー化の推進
- 連続的な歩行空間整備に伴うわかりやすいバリアフリールートの確立

2. 駅周辺における利便性・安全性の高いバリアフリー化を目指します。

- 駅周辺や主要施設における区外隣接駅（水道橋駅や御茶ノ水駅等）との乗換も含めた経路案内の充実
- 高齢者利用が多いことを踏まえた御茶ノ水駅の上下移動の更なる円滑化の推進

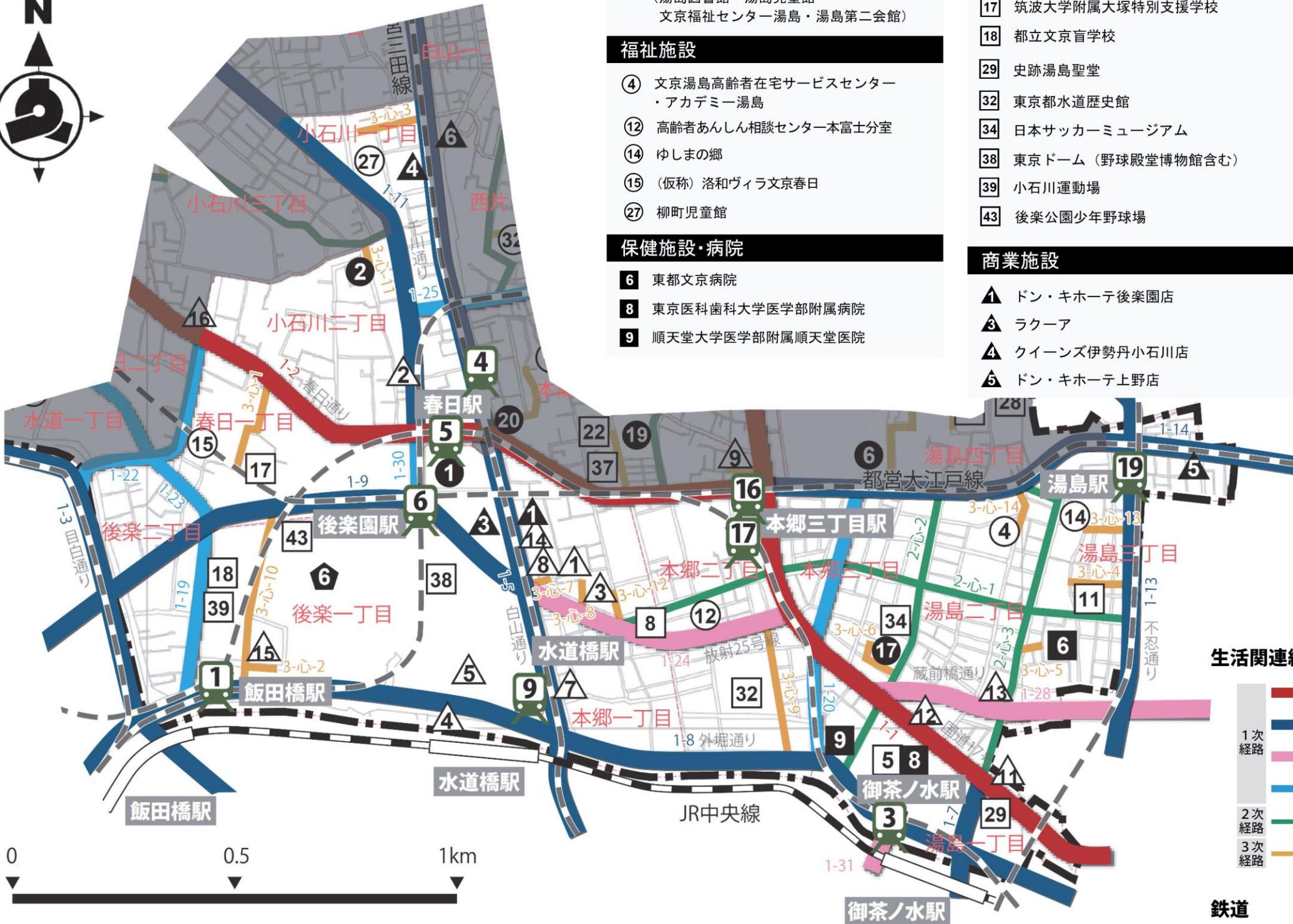
3. 安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 千川通りにおけるバリアフリー化の積極的な推進
- 生活関連経路の主要な交差点等における視覚障害者の安全な横断環境整備の推進
- 坂道における休憩場所の設置などの推進

4. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

- 自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルールの徹底
- 坂道での車いす使用者等への手助けなどの心のバリアフリーの推進

【都心地域の生活関連施設・生活関連経路】



2.2 下町隣接地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針

下町隣接地域における基本方針及び生活関連施設・生活関連経路を以下に示します。

【下町隣接地域における基本方針】

1. 地区の骨格となる幹線道路網のバリアフリー化を目指します。

- 不忍通り、言問通りなどのバリアフリー化の積極的な推進

2. 利用者の多い施設周辺の一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

- 病院や大学、根津・千駄木周辺における安全な歩行空間の確保
- 区外からの利用者を想定した駅のバリアフリー情報や主要施設へのルート、施設出入口周辺における案内の充実

3. 生活道路における歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 歩行者や車いす使用者の通行を妨げる障害物の撤去、移設
- コミュニティ道路整備による安全な歩行空間確保の推進
- 坂道における休憩場所の設置などの推進

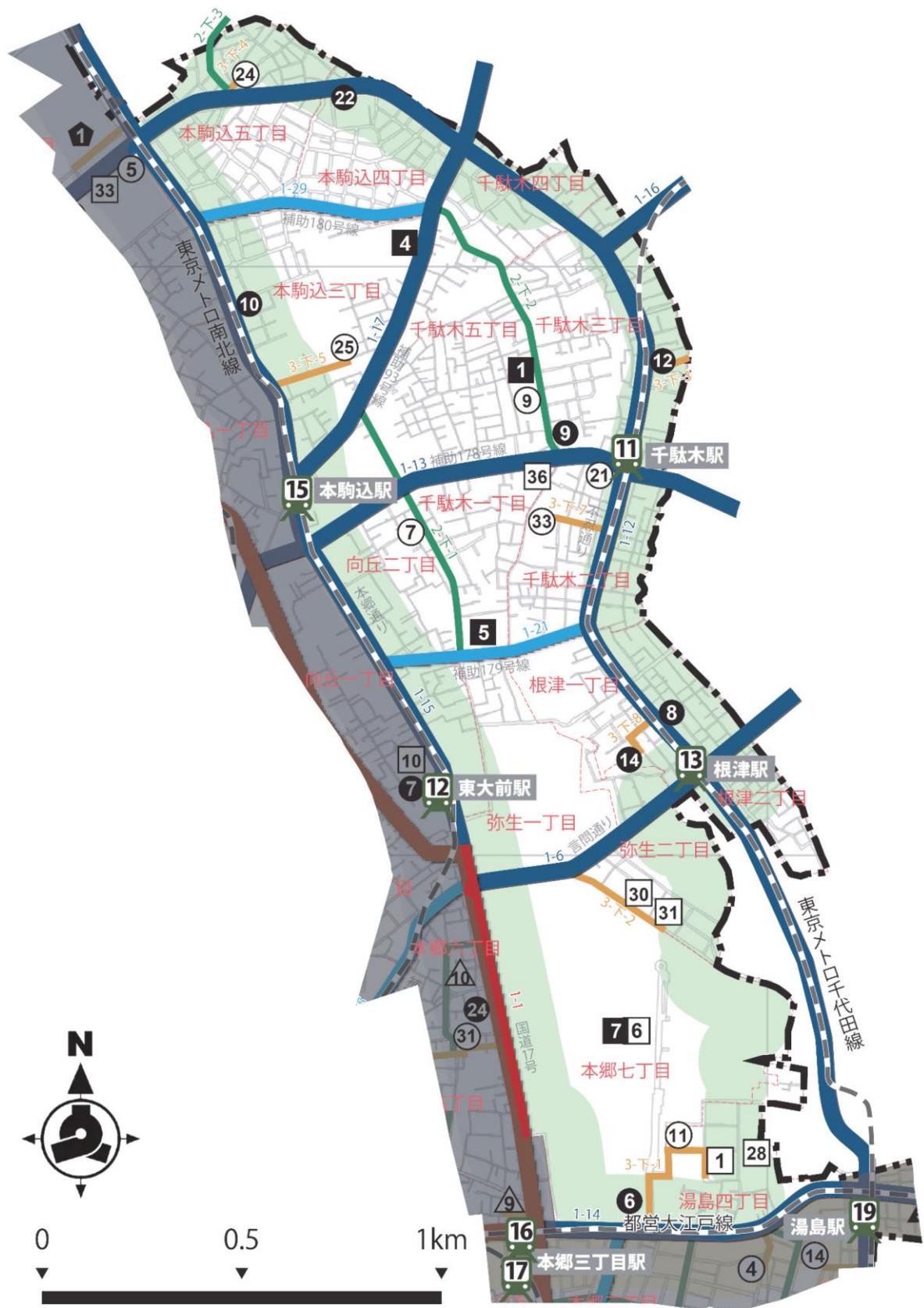
4. 生活者と来訪者相互の心のバリアフリーを目指します。

- 歩行空間への駐輪・駐車対策の強化
- 沿道店舗等によるもてなし・サポートや、狭い道でのゆずりあいなどの心のバリアフリーの推進

5. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

- 自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルールの徹底

【下町隣接地域の生活関連施設・生活関連経路】



公共施設(窓口)・集会施設

- ⑥ 湯島地域活動センター・総合体育館
- ⑧ 不忍通りふれあい館
(根津地域活動センター・根津図書室)
- ⑨ 汐見地域センター
(汐見地域活動センター・本郷図書館)
- ⑩ 駒込地域活動センター
- ⑫ 千駄木交流館
- ⑭ 根津総合センター (根津交流館・根津児童館)
- ㉒ 勤労福祉会館
(本郷福祉センター (若駒の里)・本駒込図書館)

福祉施設

- ⑦ 文京向丘高齢者在宅サービスセンター
- ⑨ 文京千駄木高齢者在宅サービスセンター・
高齢者あんしん相談センター駒込・文京千駄木の郷
- ⑪ 高齢者あんしん相談センター本富士
・龍岡介護老人保健施設
- ㉑ しおみ児童館
- ㉔ 本駒込児童館
- ㉕ 本駒込南児童館
- ㉓ 子育てひろば汐見

保健施設・病院

- 1 保健サービスセンター 本郷支所
- 4 駒込病院
- 5 日本医科大学付属病院
- 7 東京大学医学部附属病院

文化・教養・教育施設

- 1 文京区教育センター
- 6 東京大学 (本郷キャンパス)
- 28 国立近現代建築資料館
- 30 竹久夢二美術館
- 31 弥生美術館
- 36 森鷗外記念館

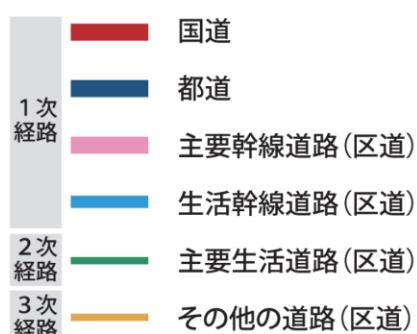
鉄道駅

- 11 東京メトロ千代田線 千駄木駅
- 12 東京メトロ南北線 東大前駅
- 13 東京メトロ千代田線 根津駅
- 15 東京メトロ南北線 本駒込駅

生活関連施設

- ① 公共施設(窓口)・集会施設
- ① 福祉施設
- 1 保健施設・病院
- 1 文化・教養・教育施設
- ▲ 商業施設
- ▲ 宿泊施設
- 1 公園・運動場
- 1 鉄道駅

生活関連経路



鉄道



2.3 公共交通特定事業

心…都心地域
下…下町隣接地域

■ 東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅

1. 施設の概要						
施設名：東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅						
事業主体：東京地下鉄株式会社						
所在地：湯島1-5-8						
建築年：昭和29年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
<p>平成15年に駅改裝工事が完了し、エレベーターによるバリアフリールート1ルート確保、ホームドア、多機能トイレの整備が完了している。</p> <p>なお、<u>エレベーターの改良及び増設</u>、エスカレーターの設置にあたっては、利用状況や用地買収を含めた長期的な検討が必要である。</p>						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
通路	視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持管理	必要	箇所	随時		
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置改善	必要	箇所			
上下移動	エスカレーターの設置	2	箇所			
	エレベーターの大型化または増設	2	箇所			
ホーム	ホームドアへの点字表示方法の改善	必要	箇所	必要に応じ検討		
	ベンチの増設	必要	箇所			
券売機等	点字運賃表への 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	2	箇所			
	車いす使用者でも使いやすい 券売機・精算機への改善	必要	箇所			
トイレ	多機能トイレへの荷物台や低い位置への 荷物掛けの設置	1	箇所			
案内設備	わかりやすい案内表示への改善 (出入口・エレベーター・幅広改札)	必要	箇所	随時		
	音声案内の設置	必要	箇所			

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
案内設備 (つづき)	低い位置への非常口案内の増設	必要	箇所			
	手すりへの案内表示の改善（点字・墨字）	必要	箇所			
心のバリア フリー	駅や車両利用のマナー・ルール等について 利用者への啓発	—	—		継続	

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 東京メトロ丸ノ内線・南北線 後楽園駅

1. 施設の概要

施設名：東京メトロ丸ノ内線・南北線 後楽園駅

事業主体：東京地下鉄株式会社

所在地：春日 1-2-3

建築年：昭和 29 年（丸ノ内線）、平成 8 年（南北線）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

丸ノ内線に関しては平成 6 年に駅改装工事が完了し、エレベーター 1 ルート整備及び多機能トイレについても整備が完了している。

南北線に関しては、エレベーター 1 ルート整備及び多機能トイレについては整備が完了している。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
通路	視覚障害者誘導用ブロックの更新	必要	箇所			
券売機等	車いす使用者でも使いやすい 券売機・精算機への改善	必要	箇所			
案内設備	わかりやすい案内表示への改善 (バリアフリー経路・設備・トイレ等)	必要	箇所		随時	
	乗換のバリアフリー経路に関する 案内表示の設置	必要	箇所			
人的対応	無人改札口の問合せ対応強化 (触知案内図整備等)	必要	箇所			
車両	十分な広さの車いすスペースを確保した 車両への代替	—	—			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 東京メトロ千代田線 湯島駅

1. 施設の概要

施設名：東京メトロ千代田線 湯島駅

事業主体：東京地下鉄株式会社

所在地：湯島 3-47-10

建築年：昭和 44 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 2 年に駅改修工事が完了し、エレベーター 1 ルート整備及び多機能トイレについても整備が完了している。

今後は、平成 30 年度～平成 32 年度にかけてホームドアを設置していく。なお、エレベーターの増設等、複数ルート確保にあたっては、用地買収を含めた長期的な検討が必要である。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
ホーム	ホームドアの設置	2	箇所			
上下移動	エレベーターの増設	1	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 東京メトロ千代田線 千駄木駅

1. 施設の概要

施設名：東京メトロ千代田線 千駄木駅

事業主体：東京地下鉄株式会社

所在地：千駄木 3-36-7

建築年：昭和 44 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 27 年に駅改修工事が完了し、エレベーター 1 ルート整備及び多機能トイレについても整備が完了している。

今後は、平成 30 年度～平成 32 年度にかけてホームドアを設置していく。なお、エレベーターの増設等、複数ルート確保にあたっては、用地買収を含めた長期的な検討が必要である。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
ホーム	ホームドアの設置	2	箇所			
上下移動	エレベーターの増設	1	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 東京メトロ千代田線 根津駅 下

1. 施設の概要

施設名：東京メトロ千代田線 根津駅

事業主体：東京地下鉄株式会社

所在地：根津 1-3-5

建築年：昭和 44 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 21 年に駅改装工事が完了し、エレベーター 1 ルート整備及び多機能トイレについても整備が完了している。

今後は、平成 30 年度～平成 32 年度にかけてホームドアを設置していく。なお、エレベーターの増設等、複数ルート確保にあたっては、用地買収を含めた長期的な検討が必要である。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
ホーム	ホームドアの設置	2	箇所			
上下移動	エレベーターの増設	1	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅 心

1. 施設の概要

施設名：都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅

事業主体：東京都 交通局

所在地：後楽 1-9-5

建築年：平成 12 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

当駅は、開業時からバリアフリールート（1 ルート）やだれでもトイレを整備しており、平成 25 年にはホームドアを整備し、基本的なバリアフリー化が完了している。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	トイレの洋式化、ベビーチェアの増設	2	箇所	実施に向け検討		
案内設備	C2 出入口の音声案内設置	1	箇所	必要に応じ検討		
	エスカレーターの設置状況のわかりやすい表示	必要	箇所	必要に応じ検討		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 都営地下鉄三田線・大江戸線 春日駅 心 4 5

1. 施設の概要

施設名：都営地下鉄三田線・大江戸線 春日駅

事業主体：東京都 交通局

所在地：春日 1-16-17

建築年：昭和 47 年・平成 12 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

三田線は、平成 12 年にだれでもトイレとホームドアを整備し、同 26 年にバリアフリールート（1 ルート）を整備した。大江戸線は、開業時からバリアフリールート（1 ルート）やだれでもトイレを整備し、平成 25 年にホームドアを整備するなど、2 線とも基本的なバリアフリー化が完了している。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
上下移動	エレベーターの増設 (三田線目黒方面ホーム～地上)	1	箇所	実施に向け検討		
トイレ (三田線)	出入口の段差解消（スロープ化）、 トイレの洋式化、簡易型多機能便房の設置、 ベビーチェアの増設など	1	箇所	実施に向け検討		
トイレ (大江戸線)	トイレの洋式化、ベビーチェアの増設	1	箇所	実施に向け検討		
案内設備	バリアフリールートや乗換経路等の わかりやすい案内表示	必要	箇所	必要に応じ検討		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 都営地下鉄三田線 水道橋駅 心 9

1. 施設の概要

施設名：都営地下鉄三田線 水道橋駅

事業主体：東京都 交通局

所在地：後楽1-3-42

建築年：昭和47年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

当駅は、平成8年にだれでもトイレ、同12年にホームドア、同18年にバリアフリールート（1ルート）を整備するなど、段階的に整備を進め、基本的なバリアフリー化が完了している。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口 ・通路	視覚障害者誘導用ブロックの配置見直し・補修	必要	箇所	必要に応じ実施		
トイレ	出入口の段差解消（スロープ化）、 トイレの洋式化、簡易型多機能便房の設置、 ベビーチェアの増設など	1	箇所	実施に向け検討		

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 都営地下鉄大江戸線 本郷三丁目駅 心 16

1. 施設の概要

施設名：都営地下鉄大江戸線 本郷三丁目駅

事業主体：東京都 交通局

所在地：本郷2-40-8

建築年：平成12年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

当駅は、開業時からバリアフリールート（1ルート）やだれでもトイレを整備しており、平成25年にはホームドアを整備し、基本的なバリアフリー化が完了している。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	トイレの洋式化、ベビーチェアの増設	1	箇所	実施に向け検討		

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 都営バス 心・下共通

1. 概要						
事業対象：都営バス 事業主体：東京都 交通局						
2. 現状と移動等円滑化の今後の方針						
都営バスでは、全車をノンステップ化するなど、積極的にバリアフリー化を推進している。今後も、停留所や車両の利便性・快適性を向上させるとともに、路線や運行の情報をよりわかりやすく提供することで、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指す。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
車両	より利用しやすい車両への代替	順次	—	順次		
バス乗降場 ・停留所	バス停への上屋の設置推進	可能	箇所	順次		
案内設備	バス接近表示装置の設置推進	可能	箇所	順次		
	バス停留所の案内の充実	可能	箇所	順次		
人的対応・ 心のバリア フリー	バス停への正着やニーリングの徹底	—	—	継続		
	多様な利用者への適切な対応について乗務員教育の実施	—	—	継続		
	車内ステッカーなどによる利用者への啓発	—	—	継続		
	春日駅前（文京シビックセンター前）停留所利用者に対し、通行者への配慮啓発	1	箇所	随時		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 文京区コミュニティバス 心・下共通

1. 施設の概要

事業対象：文京区コミュニティバス

事業主体：日立自動車交通株式会社

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

文京区コミュニティバスB-ぐるは、平成19年に運行を開始し、全ての車両が小型ノンステップバスとしてバリアフリー化されている。小型車両であること、狭い道路を通行することから利用上の課題があるが、可能な箇所から対策を実施していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
バス乗降場 ・停留所	上屋付き停留所の整備	必要	箇所		順次	
人的対応・ 心のバリア フリー	バス利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	一	—		継続	

※短期：平成28年度～平成32年 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

2.4 道路特定事業

<国道>

■ 国道共通 心・下共通

事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
維持管理	バリアフリーに配慮した維持管理 (舗装等のがたつき、段差、陥没等の補修)	—	—	継続		
人的対応・心のバリアフリー	自転車利用者に対して通行部分等を示すなど、道路交通法等のルール・マナーの啓発の推進	—	—	継続		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-1 心・下共通

1. 経路の概要						
経路名：国道 17 号（本郷通り）						
事業主体：国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所						
事業区間：湯島 1-1～本駒込 6-6						
道路延長：4,580m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
おおむねバリアフリー整備済であるが、一部で視覚障害者誘導用ブロックの破損が認められる。また、横断歩道との接続部などにおいて、一部で勾配の改善が必要な箇所がある。当面は部分的な改善や補修など実施可能な対応を通じて、移動しやすさの向上を図る。						
なお、歩道の勾配の改善にあたっては、沿道の建物管理者との調整が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	横断歩道接続部等での歩道の勾配改善	1	箇所			
	中央分離帯への視覚障害者誘導用ブロックの敷設	1	箇所			
整備/安全対策	自転車走行空間の整備	必要	箇所	実施に向け検討		
維持管理	視覚障害者誘導用ブロックの補修・維持管理	必要	箇所		随時	

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-2 心

1. 経路の概要						
経路名：国道 254 号（春日通り） 事業主体：国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 事業区間：本郷 3-34～大塚 4-53 道路延長：3,760m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
おおむねバリアフリー整備済であるが、一部で視覚障害者誘導用ブロックの破損が認められる。当面は部分的な改善や補修など実施可能な対応を通じて、移動しやすさの向上を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模	実施時期			
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	中央分離帯への 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	1	箇所			
整備/ 安全対策	自転車走行空間の整備	必要	箇所	実施に向け検討		
	春日駅前（文京シビックセンター前）停留所 付近の安全対策、通行者への配慮啓発 (交通事業者と連携)			随時		
維持管理	視覚障害者誘導用ブロックの補修・維持管理	必要	箇所	随時		
	工事中の安全対策・ バリアフリー環境確保への指導			随時		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

<都道>

■ 都道共通 心・下共通

事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
維持管理	バリアフリーに配慮した維持管理 (舗装等のがたつき、段差、陥没等の補修)	—	—	継続		
人的対応・ 心のバリア フリー	自転車利用者に対して通行部分等を示すなど、 道路交通法等の通行ルール・マナーの啓発(区・ 交通管理者と連携)	—	—	継続		
	歩道上の看板放置への指導の実施 (区・交通管理者と連携)	—	—	継続		
	放置自転車への警告札の貼付による利用マナー の啓発(区・交通管理者と連携)	—	—	継続		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-3 心

1. 経路の概要						
経 路 名：都道 8 号（目白通り）						
事業主体：東京都 建設局 第六建設事務所						
事業区間：関口 1-17～目白台 2-10						
道路延長：3,432m (区内)						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-5 心

1. 経路の概要						
経路名：都道301号（白山通り）						
事業主体：東京都建設局 第六建設事務所						
事業区間：白山5-17・ <u>白山1-37</u> ～後楽1-1						
道路延長：3,262m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	移動等円滑化基準に適合した道路の整備 (交差点部の勾配の緩和、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等)	必要	箇所	諸工事にあわせて対応		
整備/ 安全対策	自転車走行空間の整備	必要	箇所			

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-1-6 下

1. 経路の概要						
経路名：都道319号（言問通り）						
事業主体：東京都建設局 第六建設事務所						
事業区間：根津2-14～ <u>弥生1-1</u>						
道路延長：804m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			
	歩車道の段差解消	必要	箇所			

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-1-8 心

1. 経路の概要						
経路名：都道 405 号（外堀通り）						
事業主体：東京都 建設局 第六建設事務所						
事業区間：湯島 1-4～ <u>後楽 2-1</u>						
道路延長：2,141m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-11 心

1. 経路の概要						
経路名：都道 436 号（千川通り）						
事業主体：東京都 建設局 第六建設事務所						
事業区間： <u>小石川 2-1</u> ～千石 3-4						
道路延長：2,539m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-12 下

1. 経路の概要						
経路名：都道437号（不忍通り）						
事業主体：東京都 建設局 第六建設事務所						
事業区間：根津1-1～目白台2-10						
道路延長：5,898m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	拡幅にあわせたバリアフリー整備	—	—	継続		

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-1-13 心・下共通

1. 経路の概要						
経路名：都道452号（大観音通り・昌平橋通り）						
事業主体：東京都 建設局 第六建設事務所						
事業区間：湯島3-16～湯島3-45、千駄木2-35～本駒込1-2						
道路延長：1,491m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-1-14 心・下共通

1. 経路の概要						
経路名：都道453号（春日通り）						
事業主体：東京都建設局 第六建設事務所						
事業区間：本郷4-1～湯島3-40						
道路延長：1,048m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			
	拡幅にあわせたバリアフリー整備	—	—			

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-1-15 下

1. 経路の概要						
経路名：都道455号（本郷通り）						
事業主体：東京都建設局 第六建設事務所						
事業区間：向丘1-1～本駒込6-24						
道路延長：2,331m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

<区道>

■ 区道共通 心・下共通

事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
維持管理	バリアフリーに配慮した維持管理 (舗装等のがたつき、段差、陥没等の補修)	—	—		継続	
人的対応・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロックへの放置自転車や看板等の不法占用物への指導	—	—		継続	
	自転車利用者に対して通行部分等を示すなど、 <u>道路交通法等</u> のルール・マナーの啓発	—	—		継続	

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-20 心

1. 経路の概要						
経路名：区道 836 号						
事業主体：文京区						
事業区間：本郷 7-1～本郷 2-1						
道路延長：560m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成 18・19 年度に車道や巻込み部などの整備をした路線であり、交差点部等は視覚障害者誘導用ブロックの敷設を行っている。バリアフリー課題の根本的な改善は大規模改修の際に行うことになるため、当面は視覚障害者誘導用ブロックの追加設置や、舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。						
事業の実施に際しては、国道・都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	1,120	m			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-21 下

1. 経路の概要						
経路名：区道870号						
事業主体：文京区						
事業区間：根津1-27～向丘2-17						
道路延長：510m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成20年度に交差点部の部分的な整備をした路線であり、交差点部等は視覚障害者誘導用ブロックの敷設を行っている。車両乗り入れ部などの一部で横断勾配がきつい箇所があるが、今後、大規模改修にあわせ、歩行者の移動円滑化に向けた幅員構成の見直しや段差及び勾配の解消といったバリアフリー化を進めていく。						
事業の実施に際しては、都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進	必要	箇所			
案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置	2	箇所			

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-1-23 心

1. 経路の概要						
経路名：区道889号						
事業主体：文京区						
事業区間：音羽1-1～後楽2-19						
道路延長：1,570m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
交差点部等での視覚障害者誘導用ブロックの敷設を行っているが、横断勾配がきつい箇所や幅員の狭い箇所がある。今後、可能な範囲で大規模改修にあわせ、歩行者の移動円滑化に向けた幅員構成の見直しや段差及び勾配の解消といったバリアフリー化を進めていく。						
事業の実施に際しては、都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進	必要	箇所			
案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置	3	箇所			

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-1-24 心

1. 経路の概要

経路名：区道 890 号

事業主体：文京区

事業区間：春日 1-1～本郷 2-14

道路延長：580m

2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 13・17 年度に車道や巻込み部などの整備をした路線であり、交差点部等は視覚障害者誘導用ブロックの敷設を行っている。また、主要な箇所にわかりやすい案内表示の設置を行っている。当面は視覚障害者誘導用ブロックの追加設置や、舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。

事業の実施に際しては、国道・都道と接道しているため、協議が必要となる。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	1,160	m			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-25 心

1. 経路の概要

経路名：区道 892 号

事業主体：文京区

事業区間：本郷 7-3～小石川 1-9

道路延長：770m

2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 10・11・14・16 年度に再整備をした路線であり、交差点部等での視覚障害者誘導用ブロックの敷設や、特殊縁石による横断勾配の確保が完了している。当面は視覚障害者誘導用ブロックの追加設置や、舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。

事業の実施に際しては、国道・都道と接道しているため、協議が必要となる。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	1,540	m			
案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置	1	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-28 心

1. 経路の概要						
経路名：区道 900 号（蔵前橋通り）						
事業主体：文京区						
事業区間：本郷 3-4～湯島 1-13						
道路延長：390m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成 9・13・14 年度に整備をした路線であり、交差点部等での視覚障害者誘導用ブロックの敷設が完了している。当面は視覚障害者誘導用ブロックの追加設置や、舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。						
事業の実施に際しては、千代田区道に接続している路線なので協議が必要となる。また、国道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	780	m			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-29 下

1. 経路の概要						
経路名：区道 982 号						
事業主体：文京区						
事業区間：本駒込 3-18～本駒込 5-1						
道路延長：580m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成 3～5 年度に整備をした路線であり、交差点部等は視覚障害者誘導用ブロックの敷設を行っているが、交差点部など一部で勾配の改善が必要な箇所がある。今後、大規模改修にあわせ、自転車走行空間も踏まえた、歩行者の移動円滑化に向けた幅員構成の再検討や段差及び勾配の解消といったバリアフリー化を進めていく。						
事業の実施に際しては、都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進	必要	箇所			
案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置	1	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-31 心

1. 経路の概要

経路名：区道千文3号（お茶の水橋）

事業主体：千代田区（文京区）

事業区間：湯島1-5～神田駿河台2-3（千代田区）

道路延長：80m

2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

千代田区管理橋であり、現在、補修補強工事に向けて実施設計中で、平成29年度～平成31年度に工事予定である。補修補強工事とあわせて、幅員の変更や視覚障害者誘導用ブロックの設置を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	お茶の水橋の補修補強工事とあわせた駅側の歩道幅員の拡幅	80	m			

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-2-心-1 心

1. 経路の概要

経路名：区道834号

事業主体：文京区

事業区間：湯島3-13～本郷1-27

道路延長：1,080m

2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

部分的に整備の完了した路線であり、交差点部等は視覚障害者誘導用ブロックの敷設を行っているが、未整備箇所において交差点部など勾配の改善が必要な箇所がある。今後、大規模改修にあわせ、歩行者の移動円滑化に向けた幅員構成の再検討や段差及び勾配の解消といったバリアフリー化を進めていく。

事業の実施に際しては、国道・都道と接道しているため、協議が必要となる。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進	必要	箇所			

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-2-心-2 心

1. 経路の概要

経路名：区道 837 号

事業主体：文京区

事業区間：湯島 2-31～本郷 3-1

道路延長：610m

2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 14・15・17 年度に整備をした路線であり、交差点部での視覚障害者誘導用ブロックの敷設や、道路構造のセミフラット化や特殊縁石の使用による勾配の確保が完了している。また、主要な箇所にわかりやすい案内表示の設置を行っている。根本的な改善は大規模改修の際に行うことになるため、当面は視覚障害者誘導用ブロックの追加設置や、舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。

事業の実施に際しては、国道・都道と接道しているため、協議が必要となる。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路改修にあわせた幅員構成及び舗装材料の再検討	必要	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-2-心-3 心

1. 経路の概要

経路名：区道 838 号

事業主体：文京区

事業区間：湯島 3-30～湯島 1-5

道路延長：690m

2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 18・20・23 年度に整備をした路線であり、交差点部での視覚障害者誘導用ブロックの敷設や、道路構造のセミフラット化や特殊縁石の使用による勾配の確保が路線の大部分で完了している。また、主要な箇所にわかりやすい案内表示の設置を行っている。根本的な改善は大規模改修の際に行うことになるため、当面は視覚障害者誘導用ブロックの追加設置や、舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。

事業の実施に際しては、国道・都道と接道しているため、協議が必要となる。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
安全対策	道路全体の改修に伴うポールの設置位置、構造等の検討	必要	箇所			
整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進	必要	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-2-下-1 下

1. 経路の概要						
経路名：区道 869 号						
事業主体：文京区						
事業区間：千駄木 5-38～向丘 2-14						
道路延長：670m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
歩道のない路線であり、平成 16 年度にコミュニティ道路として北側は整備をしている。今後、大規模改修にあわせ、南側もコミュニティ道路として整備を行う。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業等にあわせた幅員構成の再検討、及びコミュニティ道路の整備	440	m			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-3-心-2 心

1. 経路の概要						
経路名：区道 200 号						
事業主体：文京区						
事業区間：後楽 1-5～後楽ガーデンホテル						
道路延長：80m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
昭和 62 年度に整備をした路線であり、一部の乗入れ部で勾配の改善の必要がある。根本的な改善は大規模改修の際にに行うことになるため、舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進	必要	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-3-心-10 心

1. 経路の概要						
経路名：区道 808 号						
事業主体：文京区						
事業区間：後楽 1-6～後楽 1-9						
道路延長：360m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
路線全体での視覚障害者誘導用ブロックの敷設が完了しているが、一部 JIS 規格でない視覚障害者誘導用ブロックが使用されている。また、特殊縁石の使用により横断勾配の確保が完了している。今後は自転車走行空間整備について検討し、道路改修とあわせて整備する。						
事業の実施に際しては、都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	自転車走行空間の整備	360	m			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-3-心-12 心

1. 経路の概要						
経路名：区道 828 号						
事業主体：文京区						
事業区間：本郷 1-26～ザ・ビー水道橋						
道路延長：60m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
歩道のない路線だが、防護柵により、歩行者が通行しづらい箇所がある。根本的な改善は大規模改修の際にに行うことになるため、当面は舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業等にあわせた幅員構成の再検討	60	m			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-3-下-2 下

1. 経路の概要

経路名：区道文台3号

事業主体：文京区

事業区間：弥生2-5～弥生美術館

道路延長：190m

2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

交差点部での視覚障害者誘導用ブロックの敷設や、道路構造のセミフラット化による横断勾配の確保が完了している。また、歩道の幅員構成が改善できる箇所がある。今後はコミュニティ道路整備にあわせ、歩行者の移動円滑化に向けた幅員構成の再検討といったバリアフリー化を進めていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業にあわせた幅員構成の見直し	190	m			

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

2.5 建築物特定事業

<公共施設(窓口)・集会施設>

■ 文京シビックセンター・シビックホール 心 ①

1. 施設の概要						
施設名：文京シビックセンター・シビックホール						
事業主体：文京区						
所在地：春日1-16-21						
建築年：平成6年・11年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
区民施設、公共機関、区庁舎等で構成された複合施設であり、エレベーター・視覚障害者誘導用ブルック、多機能トイレスなど、基本的なバリアフリー化や案内誘導員等による人的対応は行われているが、竣工後に策定された基準や社会情勢の変化等に対応したバリアフリー化の推進が求められている。今後は区民意見を踏まえ、可能な改修を計画的に推進する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	オストメイト、ベビーチェア、ベビーベッドの増設や多目的トイレの自動扉化などトイレのバリアフリー化の推進	必要	箇所	継続		
その他設備	(シビックホール) シビックチケットへの荷物置場等の設置	1	箇所			

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 磯川地域活動センター・高齢者あんしん相談センター富坂分室 心 ②

1. 施設の概要						
施設名：磯川地域活動センター・高齢者あんしん相談センター富坂分室						
事業主体：文京区						
所在地：小石川2-18-18						
建築年：平成27年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成27年3月に新設された施設であり、バリアフリー化されている。今後も意見等があった場合はソフト・ハード面において検討を行っていく。あわせて適切な接遇に繋がる職員の意識を醸成していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員によるサポートや案内等の充実	一	一	継続		

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 湯島地域活動センター・総合体育館 下 ⑥

1. 施設の概要						
施設名：湯島地域活動センター・総合体育館 事業主体：文京区 所在地：本郷 7-1-2 建築年：平成 25 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
エレベーターや視覚障害者誘導用ブロック、多機能トイレなど、基本的なバリアフリー化や職員による人的対応は行われている。今後は区民意見を踏まえ、可能な改修や対応を計画的に推進する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	出入口への音声案内の設置	必要	箇所			
トイレ	多機能トイレへの荷物置場の設置	必要	箇所			
案内設備	大きくわかりやすい案内表示やサインの適切な位置への設置	必要	箇所			
	トイレへの音声案内や触知案内図の設置	必要	箇所			
総合体育館出入口	インターホンが押しやすい椅子等の配置の工夫	1	箇所			
総合体育館プール	職員によるプール利用者への支援	—	—	継続		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 不忍通りふれあい館(根津地域活動センター・根津図書室) 下 ⑧

1. 施設の概要

施設名：不忍通りふれあい館（根津地域活動センター・根津図書室）

事業主体：文京区

所在地：根津 2-20-7

建築年：平成9年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー設備は整備されているが、老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきている。抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、当面は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	トイレ出入口へのスロープ設置	2	箇所			
	トイレ外部への段差注意喚起の表示	2	箇所			
案内設備	受付への筆談具の配置	1	箇所			
その他設備	サービスコーナーの改良（通路の幅員確保・車いす使用者が接近しやすい構造）	1	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による受付からの連続的な誘導の実施	—	—	継続		

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 汐見地域センター(汐見地域活動センター・本郷図書館) 下 ⑨

1. 施設の概要

施設名：汐見地域センター（汐見地域活動センター・本郷図書館）

事業主体：文京区

所在地：千駄木 3-2-6

建築年：平成18年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

竣工後10年の比較的新しい施設であり、基本的にバリアフリー化が行われている。今後は利用者、専門家の意見を参考に、新たにバリアフリーの整備が必要な箇所に対し、適切な対応を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	受付から職員による連続的な誘導の実施	—	—	継続		

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 駒込地域活動センター 下 10

1. 施設の概要						
施設名：駒込地域活動センター 事業主体：文京区 所在地：本駒込 3-22-4 建築年：平成 12 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー設備は整備されているが、使い勝手の悪い箇所も出てきている。抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、当面は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	一般トイレの洋式トイレへの改修	2	箇所			
	段差の解消	2	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	二	二	継続		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 千駄木交流館 下 12

1. 施設の概要						
施設名：千駄木交流館 事業主体：文京区 所在地：千駄木 3-42-20 建築年：昭和 55 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
昭和 55 年の建物で使い勝手の悪い箇所も出てきている。抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、当面は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	段差の解消	3	箇所			
	トイレ	一般トイレの洋式トイレへの改修	4	箇所		
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	二	二	継続		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 根津総合センター(根津交流館・根津児童館) 下 14

1. 施設の概要						
施設名：根津総合センター（根津交流館・根津児童館）						
事業主体：文京区						
所在地：根津 1-14-3						
建築年：昭和62年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきている。抜本的な改善は大規模改修の時期に検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	(根津交流館) 一般トイレの洋式トイレへの改修	1	箇所			
人的対応・ 心のバリア フリー	(根津児童館) 自転車での来館禁止の周知徹底等による 通路幅員の確保	—	—	継続		
	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—	継続		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 湯島総合センター(湯島図書館・湯島児童館・文京福祉センター湯島・湯島第二会館)

心 17

1. 施設の概要

施設名：湯島総合センター（湯島図書館・湯島児童館・文京福祉センター湯島・湯島第二会館）

事業主体：文京区

所在地：本郷 3-10-18

建築年：昭和 55 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

バリアフリーの整備が不十分であり、施設内の段差解消、和式トイレ（男性）の洋式化、手すり・スロープの設置等が課題となっている。抜本的な改善は大規模改修時となるが、当面の間、バリアフリーの整備が必要な箇所に対し、実施可能な対応を通じて利便性の向上を図る。

トイレについてはセンターの各階で和式トイレが残存しており、全館共通の課題となっている。
別途、案内の点字表示や3階出入口付近への手すりの設置を短期的に実施予定。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	道路から出入口の位置がわかるような案内表示・音声案内の設置	必要	箇所		*	
	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所		*	
建物内通路	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置及び職員による案内の実施	必要	箇所		*	
上下移動	階段部手すりの安全な処理	必要	箇所		*	
トイレ	多機能トイレ・一般トイレ設備のバリアフリー化	必要	箇所		*	
案内設備	バリアフリー設備等の情報がわかる案内図の設置	必要	箇所		*	

* 改築・改修の必要性を含め検討する中で対応する。

■ 勤労福祉会館(本郷福祉センター(若駒の里)・本駒込図書館) 下 22

1. 施設の概要

施設名：勤労福祉会館（本郷福祉センター（若駒の里）・本駒込図書館）

事業主体：文京区

所在地：本駒込 4-35-15

建築年：昭和46年（勤労福祉会館）、平成16年（若駒の里）、昭和49年（本駒込図書館）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

本郷福祉センター（若駒の里）については、多機能トイレやエレベーター等が設置され、基本的なバリアフリー化は実施されている。なお、勤労福祉会館・本駒込図書館の施設全体のバリアフリーに対する抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、職員による実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
案内設備	バリアフリー設備や非常時の経路等情報がわかる案内図などの設置	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—	継続		
	利用者への適切な対応について、職員教育の一層の充実	—	—	継続		

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

<福祉施設>

■ 文京湯島高齢者在宅サービスセンター・アカデミー湯島 心 ④

1. 施設の概要						
施設名：文京湯島高齢者在宅サービスセンター・アカデミー湯島						
事業主体：文京区／社会福祉法人 芙蓉会						
所在地：湯島 2-28-14						
建築年：平成2年 平成2年4月開設（文京湯島高齢者在宅サービスセンター）						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
【文京湯島高齢者在宅サービスセンター】 本施設の主な利用者である高齢者に配慮した必要なバリアフリー設備は整備している。さらに利用者の利便性を向上するため、対応可能な施設改善を適宜図り、あわせて適切な接遇に繋がる職員の意識を醸成していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員によるサポートや案内等の充実	—	—	継続		
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育の実施	—	—	継続		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 文京向丘高齢者在宅サービスセンター 下 ⑦

1. 施設の概要						
施設名：文京向丘高齢者在宅サービスセンター						
事業主体：社会福祉法人 福音会						
所在地：向丘 2-22-9						
建築年：平成7年 平成7年4月開設						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
本施設の主な利用者である高齢者に配慮した必要なバリアフリー設備は整備している。さらに利用者の利便性を向上するため、適切な接遇に繋がる職員の意識を醸成していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示	—	—	継続		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 文京千駄木高齢者在宅サービスセンター・高齢者あんしん相談センター駒込・
文京千駄木の郷 下 (9)

1. 施設の概要						
施設名：文京千駄木高齢者在宅サービスセンター・高齢者あんしん相談センター駒込・ 文京千駄木の郷						
事業主体：文京区／社会福祉法人 桜栄会						
所在地：千駄木5-19-2						
建築年：平成13年（文京千駄木高齢者在宅サービスセンター・文京千駄木の郷） 平成18年4月設置（高齢者あんしん相談センター駒込）						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
本施設の主な利用者である高齢者に配慮した必要なバリアフリー設備は整備している。今後も意見等があった場合はソフト・ハード面において検討を行っていく。あわせて適切な接遇に繋がる職員の意識を醸成していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	受付から職員による連続的な誘導への配慮	—	—	継続		

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 高齢者あんしん相談センター本富士・龍岡介護老人保健施設 下 (11)

1. 施設の概要						
施設名：高齢者あんしん相談センター本富士・龍岡介護老人保健施設						
事業主体：文京区／医療法人社団龍岡会						
所在地：湯島4-9-8						
建築年：平成8年 平成18年4月設置（高齢者あんしん相談センター本富士）						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
本施設の主な利用者である高齢者に配慮した必要なバリアフリー設備は整備している。今後も意見等があった場合はソフト・ハード面において検討を行っていく。あわせて適切な接遇に繋がる職員の意識を醸成していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員によるサポートや案内等の充実	—	—	継続		
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育の実施	—	—	継続		

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 高齢者あんしん相談センター本富士分室 心 (12)

1. 施設の概要						
施設名：高齢者あんしん相談センター本富士分室 事業主体：文京区 所在地：本郷 2-21-3 建築年：平成 26 年3月設置						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成 29 年度開設予定の地域密着型サービスに併設するため、移転を予定しており（旧向丘地域活動センター跡地）、高齢者に配慮した必要なバリアフリー設備は整備される。あわせて適切な接遇に繋がる職員の意識を醸成していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模	実施時期			
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について職員の教育の実施	—	—	継続		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ ゆしまの郷 心 (14)

1. 施設の概要						
施設名：ゆしまの郷 事業主体：社会福祉法人 東六会 所在地：湯島 3-29-10 建築年：平成 16 年 平成 16 年 10 月開設						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
本施設の主な利用者である高齢者に配慮した必要なバリアフリー設備は整備している。今後も意見等があった場合はソフト・ハード面において検討を行っていく。あわせて適切な接遇に繋がる職員の意識を醸成していく。						
項目	事業内容	規模	実施時期			
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について職員の教育の実施	—	—	継続		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ しおみ児童館 下 (21)

1. 施設の概要						
施設名:しおみ児童館						
事業主体:文京区						
所在地:千駄木2-27-8						
建築年:昭和43年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきている。抜本的な改善は大規模改修の時期に検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	二	二	継続		
	利用者への適切な対応について、職員教育の一層の充実	二	二	継続		

※短期:平成28年度～平成32年度 中期:平成33年度～平成37年度 長期:平成38年度以降

■ 本駒込児童館 下 (24)

1. 施設の概要						
施設名:本駒込児童館						
事業主体:文京区						
所在地:本駒込5-63-2						
建築年:昭和46年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきている。抜本的な改善は大規模改修の時期に検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	二	二	継続		
	利用者への適切な対応について、職員教育の一層の充実	二	二	継続		

※短期:平成28年度～平成32年度 中期:平成33年度～平成37年度 長期:平成38年度以降

■ 本駒込南児童館 下 (25)

1. 施設の概要						
施設名：本駒込南児童館						
事業主体：文京区						
所在地：本駒込 3-11-14						
建築年：昭和 46 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきている。抜本的な改善は大規模改修の時期に検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	二	二	継続		
	利用者への適切な対応について、職員教育の一層の充実	二	二	継続		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 柳町児童館 心 (27)

1. 施設の概要						
施設名：柳町児童館						
事業主体：文京区						
所在地：小石川 1-23-9						
建築年：昭和 48 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきている。柳町小学校・柳町こどもの森等の改築にあわせて検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	二	二	継続		
	利用者への適切な対応について、職員教育の一層の充実	二	二	継続		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

<保健施設・病院>

■ 保健サービスセンター 本郷支所 下 1

1. 施設の概要						
<u>施設名</u> : 保健サービスセンター 本郷支所						
<u>事業主体</u> : 文京区						
<u>所在地</u> : 千駄木 5-20-18						
<u>建築年</u> : 昭和 50 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
施設全体のバリアフリーに対する抜本的な改善は、併設された特別養護老人ホームを含めて総合的に改修等を行う際に検討する。それまでの間、職員による実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
<u>人的対応・心のバリアフリー</u>	<u>職員によるサポートや案内等の充実</u>	二	二	継続		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 日本医科大学付属病院 下 5

1. 施設の概要						
施設名：日本医科大学付属病院 事業主体：日本医科大学付属病院 所在地：千駄木1-1-5 建築年：昭和43年、平成26年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
古い建物と新しい建物があり、バリアフリー設備が整っている箇所と使い勝手が悪い箇所が混在している。新病院建築中であり、完成後はバリアフリー設備の大幅な改善が図られる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容		規模	実施時期		
			数量	単位	短期	中期
出入口・敷地内通路	歩道上から案内施設までのスロープの設置、及び視覚障害者誘導用ブロックの設置		1	m		
建物内通路	段差へのスロープの設置		1	箇所		
上下移動	車いす使用者に配慮したエレベーターの設置		1	箇所		
	階段の両側への手すりの設置、及び段鼻の色の強調		3	箇所		
トイレ	多様な利用者に配慮した多機能トイレの設置		15	箇所		
	一般トイレの広めの個室ブースの設置		2	箇所		
駐輪場・駐車場	基準適合した障害者用駐車施設の設置		2	箇所		
案内設備	建物入口にバリアフリー施設の位置がわかる視覚障害者用案内板の設置		1	箇所		
その他設備	授乳室の設置		2	箇所		
	ベンチの設置		必要	箇所		
人的対応・心のバリアフリー	案内やサポート等の人的対応の充実		—	—	継続	

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 東都文京病院 心 6

1. 施設の概要

施設名: 東都文京病院

事業主体: 医療法人社団 大坪会

所在地: 湯島 3-5-7

建築年: 昭和 35 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、建物の老朽化・耐震化の対策として建て替えを検討している。建て替え後はバリアフリー設備の充実化が図られる。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
全体	建て替えによる建物全体のバリアフリー化	一	一			
上下移動	重いすの方に配慮したエレベーターホールの鏡の設置	2	箇所		継続	
トイレ	多目的トイレの設置	5	箇所		継続	
人的対応・心のバリアフリー	案内やサポート等の人的対応の充実	一	一		継続	

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 東京大学医学部附属病院 下 7

1. 施設の概要						
施設名：東京大学医学部附属病院 事業主体：東京大学医学部附属病院 所在地：本郷 7-3-1 建築年：中央診療棟1（昭和62年）、中央診療棟2（平成18年）、 外来診療棟（平成5年）、入院棟A（平成12年）						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー設備は整備されているが、建物の老朽化による使用上の不都合が生じる場合もある。部分的対応を隨時実施するとともに、大規模改修にあわせた整備を実施予定。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
建物内通路	物品管理の徹底による通路幅の確保	一	一	継続		
上下移動	エレベーターへの聴覚障害者対応設備導入	必要	箇所			
トイレ	大規模改修にあわせたトイレ設備の改善	必要	箇所			
駐車場	出入口付近への障害者用駐車場の設置	必要	箇所			
案内設備	案内設備の統一的な改善検討	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	ボランティアの活用を含めた障害者等への 人的対応の充実	一	一	継続		

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 東京医科歯科大学医学部附属病院 心 8

1. 施設の概要						
施設名：東京医科歯科大学医学部附属病院 事業主体：国立大学法人 東京医科歯科大学 所在地：湯島 1-5-45 建築年：平成 3 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー設備は整備されている。病院再整備の大規模改修時にさらなる改善を検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	手すりの改良（階段部の「クネット」）	1	箇所		継続	
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持管理	—	—			
全体	大規模改修にあわせた施設のバリアフリー化 (視覚障害者誘導用ブロック、 建物内通路手すり、トイレ、案内設備など)	—	—			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

1. 施設の概要

施設名: 順天堂大学医学部附属順天堂医院
事業主体: 順天堂大学医学部附属順天堂医院
所在地: 本郷 3-1-1
建築年: 1号館(平成7年)、4号館(昭和63年)、B棟(平成26年)、C棟(平成28年)、D棟(平成26年)、歩道橋(平成28年)

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

病院の主要建物の建て替えが完了し、各建物が上空通路及び地下通路でつながったことにより院内の動線はバリアフリー化が大きく進展した。公道からのアクセスについてもスロープの設置、歩道橋エレベーターの整備により改善されている。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
<u>出入口・敷地内通路</u>	歩道上空地（一部は公開空地）による敷地周辺歩道の拡幅	5	箇所			
	外堀通り沿いに緑地帯を整備（B棟から大学10号館までの敷地周辺歩道）	1	箇所			
<u>上下移動</u>	エレベーターへの視聴覚障害者対応設備の設置	必要	箇所			
	1号館エスカレーターの速度を遅くするための架け替え	2	箇所			
	1号館エスカレーターに注意喚起のためのベルトサイン（英語表記含む）の取付け	2	箇所			
<u>トイレ</u>	1号館外来トイレの改修（可能な限り広めのブースに改修）	10	箇所			
	多機能トイレの扉を自動ドア化（B棟、C棟）	必要	箇所			
<u>案内設備</u>	歩道からのアプローチであるスロープや歩道橋エレベーターなど、バリアフリー経路の屋外案内サインの設置	2~3	箇所			
<u>その他設備</u>	利用者の安全確保のための監視カメラと緊急呼出設備の設置（屋上庭園）	1	箇所			

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

<文化・教養・教育施設>

■ 文京区教育センター 下 1

1. 施設の概要						
施設名：文京区教育センター						
事業主体：文京区						
所在地：湯島 4-7-10						
建築年：平成 27 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
新基準による基本的なバリアフリー設備が整備されており、文京区の「障害者等の方々も利用しやすいように配慮されている」という指定も受けています。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
案内設備	色や形に配慮した施設名表示の工夫	1	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 東洋学園大学(本郷キャンパス) 心 8

1. 施設の概要

施設名：東洋学園大学（本郷キャンパス）

事業主体：学校法人 東洋学園

所在地：本郷 1-26-3

建築年：平成 19 年（1号館）、昭和 60 年（4号館）、平成 13 年（5号館）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

1号館：公開空地もあり、基本的なバリアフリー設備は整備されている。文京区より「妊産婦用避難所」に指定されている。当面は実施可能な改善を図る。

4・5号館：基本的なバリアフリー設備は整備されているが、古い基準による整備であり、老朽化とともに使い勝手の悪い箇所もある。当面は実施可能な改善を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
上下移動	エレベーターの車いす対応への改修（4号館）	1	箇所			
	エレベーターに障害者が優先的に利用できるよう案内を表示（4号館）	1	箇所			
トイレ	一般トイレの改修（和式→洋式）（4号館）	4	箇所			
その他設備	貸出用車いすの設置	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による障害者等への積極的な声掛け	—	—	継続		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 史跡湯島聖堂 心 29

1. 施設の概要

施設名:史跡湯島聖堂
事業主体:公益財団法人 斯文会
所在地:湯島 1-4-25
建築年:昭和 10 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

築 80 年を経過して施設でバリアフリー対応はされていないので、当面は接遇のソフト面に注力する。ハード面は国有地なので関係当局と協議していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口	西門から大成殿前の段差解消 (文化財のため改修は行わず、仮設スロープの設置で対応)	1	箇所			
敷地内通路	会館内通路上の物品の除去による十分な幅員の確保(120cm)	必要	箇所		継続	
案内設備	コミュニケーションボードや筆談具の設置	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内・サポートを可能な限り実施(常駐 4 名)	—	—		継続	

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 日本サッカーミュージアム 心 34

1. 施設の概要

施設名:日本サッカーミュージアム
事業主体:公益財団法人 日本サッカー協会
所在地:本郷 3-10-15
建築年:平成 4 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

正面出入口が階段であり、車いす使用者用の出入口やエレベーターはオフィスと共に用となっている。老朽化とともに不便な箇所も見受けられる。抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、現在のところ予定はない。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口	来館者専用のバリアフリー出入口の整備	1	箇所			
上下移動	来館者専用のエレベーターの整備	必要	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 森鷗外記念館 下 36

1. 施設の概要

施設名：森鷗外記念館

事業主体：文京区

所在地：千駄木 1-23-4

建築年：平成 24 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー設備は整備されている。人的な対応を通じて利便性の改善を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	視覚障害者への出入口案内方法の検討	1	箇所			
案内設備	敷地内での車いす使用者用駐車場への案内表示の設置	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内・サポートの実施	—	—		継続	

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 東京ドーム 心 38

1. 施設の概要

施設名：東京ドーム（野球殿堂博物館含む）

事業主体：株式会社東京ドーム

所在地：後楽1-3-61

建築年：昭和63年（東京ドーム）、平成2年（第一プラザ）、平成4年（第二プラザ）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー化を図っているが、従前の基準等にもとづくもので、現在の視点からみれば十分とはいえない点も見受けられる。大規模改修の時期に可能な対応を図っていくが、段階的に小規模改修を重ねており、その中で実施可能なものは、検討のうえ利便性改善に努める。

- ・平成28年7月16日 東京ドーム前人工地盤とアトラクションズバイキングゾーン間に、バリアフリーエレベーターを設置。
- ・平成28年6月28日 東京ドーム25ゲート横に多機能トイレを新設。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
上下移動	階段の段鼻の強調（屋外部）	8	箇所			
	後楽園駅前歩道橋階段部への視覚障害者誘導用ブロック（点状）の設置（人工地盤への階段）	1	箇所			
案内設備	屋外案内サインの整備 (外国語対応・ピクトグラム)	必要	箇所			
その他設備	イベント時等の視覚障害者誘導方策の検討	—	—		継続	
	車いす用観客席からの観覧しやすさの向上	必要	箇所			
	車いす用観客席の増設	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	係員による案内やサポートの実施	—	—		継続	

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

<商業施設>

■ ラクーア 心 3

1. 施設の概要						
施設名：ラクーア 事業主体：株式会社東京ドーム 所在地：後楽1-3-61 建築年：平成15年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー化を図っているが、当時の基準等にもとづくもので、現在の視点からみれば十分とはいえない点も見受けられる。今後は、大規模改修の時期に可能な対応を図るが、個別対応可能なものは、検討の上順次利便性改善に努める。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口	通行しやすい扉への改善 (後楽園駅側1階部分)	1	箇所			
敷地内通路	敷地入口からバリアフリーエレベーターまでの視覚障害者誘導用ブロックの設置	1	箇所			
建物内通路	目の細かいグレーチングへの更新 (後楽園駅側バリアフリーエレベーター誘導路)	1	箇所			
上下移動	エレベーターへの点字表示 (後楽園側バリアフリーエレベーターカゴ内)	1	箇所			
トイレ	多機能トイレの自動扉化	1	箇所			
	一般トイレ個室ブース内への低い位置の荷物かけの設置	必要	箇所			
案内設備	案内サインの整備 (外国語対応、ピクトグラム等)	必要	箇所			
その他設備	テナント店長会における各店への告知 (バリアフリーへの配慮等)	—	—		継続	

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

<宿泊施設>

■ 東京グリーンホテル後楽園 心 4

1. 施設の概要						
施 設 名	東京グリーンホテル後楽園					
事業主体	株式会社 UHM					
所 在 地	後楽 1-1-3					
建 築 年	昭和 58 年					
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
施設内及び客室内は車いす等での移動はできるが、パブリックトイレ及び客室内バスルームについては、車いすでの移動は困難である。今後、大規模改修時に解消予定。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	多機能トイレの設置	必要	箇所		■	
	オストメイト対応設備の設置	必要	箇所		■	
その他 設備	貸出用車いす等の設置及び案内の表示	必要	箇所	■		

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 東京ドームホテル 心 5

1. 施設の概要						
施設名：東京ドームホテル 事業主体：株式会社東京ドーム 所在地：後楽1-3-61 建築年：平成12年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー化を図っているが、当時の基準等にもとづくもので、現在の視点からみれば十分とはいえない点も見受けられる。大規模改修の時期に可能な対応を図っていくが、個別対応可能なものは、検討の上、順次利便性の改善に努める。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
案内設備	ピクトグラムなどを活用した 大きくわかりやすい案内表示の設置	必要	箇所			
その他 設備	アクセシブルルームの増設	必要	箇所			
人的対応・ 心のバリア フリー	従業員によるサポートや案内等の実施	—	—	継続		

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ お茶の水セントヒルズホテル  

1. 施設の概要

施設名：お茶の水セントヒルズホテル

事業主体：株式会社セントヒルズ

所在地：湯島 2-1-1

建築年：平成 9 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

建築時の法的なバリアフリー設備はクリアしているが、古い基準による設備であり、現在の基準に合っていない部分が出てきている。当面は実施可能な部分から改善を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	外階段への手すりの設置	1	箇所			
上下移動	エレベーターのバリアフリー化 (点字表示・音声案内・開延長ボタン・足元まで見える鏡の設置)	2	箇所			
トイレ	障害者用トイレの自動点灯と非常呼び出しボタン設置	1	箇所			
	障害者用トイレの扉の改良 (片引き戸での対応の検討)	1	箇所			
その他設備	バリアフリールームの非常呼び出しボタン設置	1	箇所			
その他	専門家や当事者意見を踏まえたバリアフリールーム等の改善	必要	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

2.6 都市公園特定事業

■ 小石川後楽園 心 6

1. 施設の概要						
施設名：小石川後楽園						
事業主体：東京都 建設局 東部公園緑地事務所						
所在地：後楽 1-6-6						
開設年：昭和 13 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
小石川後楽園は文化財保護法により、文化財としての管理が求められている施設であるため、基本的には現状を維持管理し、施設の大幅な改修は認められていない。一方で、社会的な要請としてバリアフリーの推進も求められているため、ソフト事業を中心としながら関係各所に働きかけ、可能な範囲でハード面についてもバリアフリー化を推進していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
園路	工事等の仮園路におけるバリアフリーへの配慮	必要	箇所	随時		
トイレ	涵徳亭内トイレの改修	1	箇所			
休憩施設	状況に応じたベンチの配置	必要	箇所	継続		
	バリアフリーに配慮した水飲み場への改修	1	箇所			
案内設備	高齢者・障害者に配慮した園内案内の改善 (受付・トイレ案内等)	必要	箇所			
	トイレへの音声案内設置	1	箇所			
	耳マークの表示	1	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	高齢者・障害者に配慮した案内(ソフト対策) の充実(パンフレットや WEB ページ等)	—	—	継続		
	砂利道用車いす(バギータイプ)の増設検討	—	—	必要に応じ検討		
その他設備	涵徳亭入口スロープへの柵の設置(建物内部)	1	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

2.7 交通安全特定事業

■ 全域 心・下共通

1. 概要						
事業主体：東京都公安委員会						
所在地：都心地域・下町隣接地域内						
2. 現状と移動等円滑化の今後の方針						
音響式や経過時間表示式信号機、エスコートゾーンの設置等のバリアフリー化を順次進めている。今後も生活関連経路の主要な交差点を中心に対策を行うとともに、必要な交通安全対策を実施する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
信号機等	バリアフリー対応型信号機（音響式や経過時間表示式など）の整備	必要	箇所	順次		
	エスコートゾーンの整備	必要	箇所	必要に応じ実施		
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化	必要	箇所	順次		
違法駐車防止のための事業	違法駐車車両の指導取締り等	必要	箇所	継続		

* 短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

* 別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照

2.8 その他の事業

重点整備地区内における生活関連施設・生活関連経路以外のバリアフリーに関する事業について、その他の事業として位置づけ、一体的な推進を図ります。

■ 中央大学(後楽園キャンパス)

1. 施設の概要						
施設名：中央大学（後楽園キャンパス）						
事業主体：学校法人 中央大学						
所在地：春日1-13-27						
建築年：1号館（昭和38年）、2号館（平成23年）、3号館（平成14年）、4号館（昭和52年）、5・6・8号館（昭和55年）						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
昭和の竣工建物は改修をして対応しているが完全ではない。今後再開発を考えており、昭和に建築された建物は随時建て替えによりバリアフリー整備をしていく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
全体	バリアフリーに配慮した校舎への建て替え	一	一			

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 後楽公園 心

1. 施設の概要

施設名：後楽公園

事業主体：文京区

所在地：後楽 1-6

開設年：昭和 53 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 18 年にはバリアフリー工事を行っており、スロープやだれでもトイレも整備している。今後は区民意見を踏まえたさらなる利便性の向上を検討していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口	歩道から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの敷設	必要	箇所			
園路	小石川後楽園方面への車いす使用者に配慮した園路の舗装や案内表示	1	箇所			
トイレ	多機能トイレ内のボタンの表示方法の改善及びボタン位置の変更	1	箇所			
	多機能トイレへの子ども用便座の設置	1	箇所			
休憩施設	夏季における日陰の確保及びベンチの設置	必要	箇所			
案内設備	出入口付近に小石川後楽園への案内の設置	1	箇所			
	視覚障害者に対応したトイレ案内の設置	必要	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 磯川公園 

1. 施設の概要

施設名：磯川公園

事業主体：文京区

所在地：春日 1-15

開設年：昭和 39 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 17 年にはバリアフリー工事を行い、階段にスロープを設置した。また、平成 20 年にはトイレ改修工事を行い、だれでもトイレを設置している。今後は区民意見を踏まえたさらなる利便性の向上を検討していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口	車いす使用者やベビーカー利用者等に配慮したスロープの整備（幅員の確保・勾配改善）	1	箇所			
上下移動	階段の始終端部への視覚障害者誘導用ブロックの設置	2	箇所			
園路	トイレ前の勾配の改善	1	箇所			
	視覚障害者の動線を踏まえた連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			
案内設備	大きくわかりやすい案内表示の設置	1	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 須藤公園 下

1. 施設の概要						
施設名：須藤公園 事業主体：文京区 所在地：千駄木3-4 開設年：昭和9年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
高低差のある地形が特徴的な公園となっており、古木も多く、住宅街の中に位置している。平成29年度の工事で、視覚障害者誘導用ブロックの設置や園路の整備、トイレの改修等、より多くの人が快適に利用できる公園再整備を行う。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口	出入口の改修（段差や勾配の解消、幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置）	1	箇所			
園路	十分な幅員の確保	必要	箇所			
トイレ	トイレの洋式化及びだれでもトイレの設置	1	箇所			
休憩施設	ベンチ等の設置	必要	箇所			
案内設備	大きくわかりやすい案内表示の設置	必要	箇所			

※短期：平成28年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

<公衆便所>

公衆便所全般における今後の方針

区内の公衆トイレ、公園トイレ等においては、今後バリアフリーを考慮した整備方針を策定し、だれでもトイレの設置等順次改修に取り組んでいく予定である。

■ 御茶の水橋際公衆便所

1. 施設の概要

施設名：御茶の水橋際公衆便所

事業主体：文京区

所在地：湯島 1-5-14

建築年：昭和 12 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 16 年に改築し、だれでもトイレを設置した。オストメイト等も設置しており、バリアフリー化が完了している。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	開閉しやすい扉への改善	1	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 船河原橋際公衆便所

1. 施設の概要

施設名：船河原橋際公衆便所

事業主体：文京区

所在地：後楽 2-1-7

建築年：昭和 45 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 5 年に改築工事を行っている。現在は男子用小トイレと、男女トイレを兼用した身体障害者用トイレが併設された形態となっているが、平成 29 年度の工事で男子トイレ、女子トイレ、だれでもトイレをそれぞれ設置するとともに便器の洋式化も行い、トイレ環境の整備を行う予定である。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	トイレの洋式化及びだれでもトイレの設置	1	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 後楽橋際公衆便所

1. 施設の概要

施設名：後楽橋際公衆便所

事業主体：文京区

所在地：後楽 1-2-12

建築年：昭和 14 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和 55 年に改築工事を行っている。現在は男子トイレと女子トイレが併設された形態となっているが、平成 29 年度の工事で男子トイレ、女子トイレ、だれでもトイレをそれぞれ設置するとともに便器の洋式化も行い、トイレ環境の整備を行う予定である。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	トイレの洋式化及びだれでもトイレの設置	1	箇所			

※短期：平成 28 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

第3章 特定事業の推進

文京区バリアフリー基本構想では、「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」（以下「推進協議会」）を通じて、地区別計画の策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進することとしています。

今後、地区別計画に基づく事業の進捗状況について関係する事業者に毎年度照会を行って推進協議会で確認します。また、現時点では特定事業等として設定しなかった課題についても、事業実施の目途がついた時点で隨時特定事業への位置づけを行い、以降の進捗管理を行っていきます。

事業実施に際しては、必要に応じて計画・設計・施工段階への区民参加などの支援を行い、より充実した事業内容となるよう働きかけを行っていきます。

平成32年度には中間評価として多様な区民参加のもと事業実施後の確認やさらなる改善の提案等を行います。そして、目標年次の平成37年度以降は、バリアフリー基本構想の評価や改定の必要性について検討します。

また、ソフト施策等の推進の一環として、推進協議会の場を活用しながら心のバリアフリーに関する研修会等の取組を継続的に展開するなど、より多くの区民の方が参加する機会を設けながら、心のバリアフリー等の普及・啓発を推進していきます。

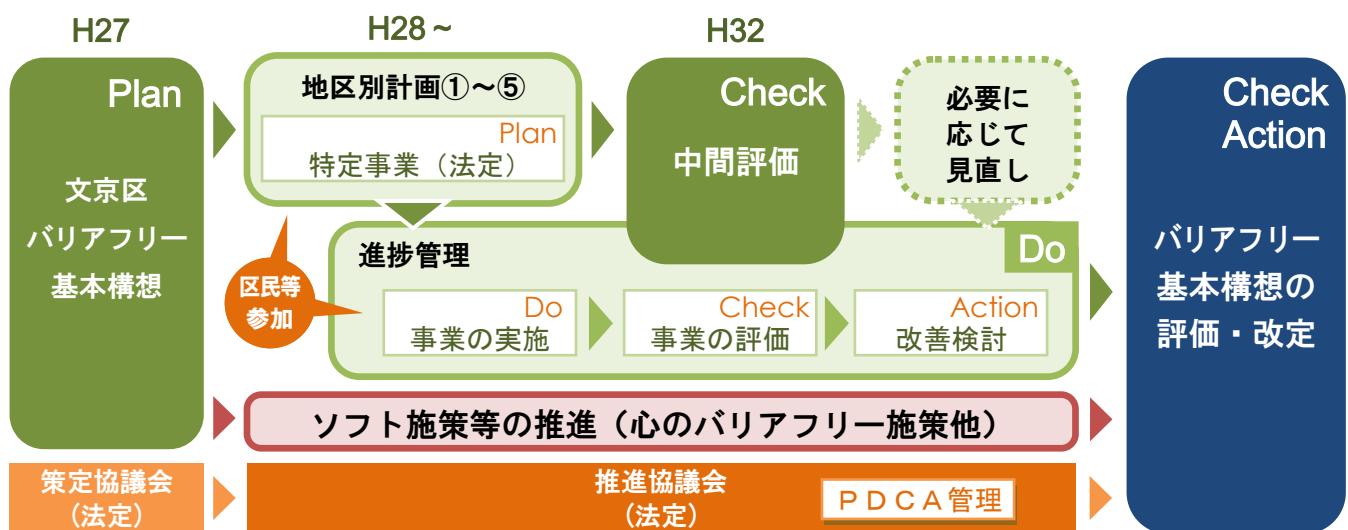


図4 文京区バリアフリー基本構想におけるPDCAサイクルのイメージ

参考資料

参考1 文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

26文都都第572号	平成27年3月26日
一部改正 27文都都第97号	平成27年5月29日
一部改正 27文都都第203号	平成27年7月16日
最終改正 28文都都第27号	平成28年4月1日

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、文京区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の実施に係る連絡調整を行うため、文京区バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の進行管理に関すること。
- (2) 基本構想に基づく重点整備地区別計画の策定に関すること。
- (3) その他区長が必要があると認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員40人以内をもって組織する。

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 学識経験者 | (2) 障害者団体、高齢者団体等を代表する者 |
| (3) 公募区民 | (4) 関係行政機関 |
| (5) 施設管理者 | (6) 交通管理者 |
| (7) 関係事業者 | (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要があると認めた者 |

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部長、福祉部長、都市計画部長、土木部長、企画政策部企画課長、アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長、福祉部福祉政策課長、福祉部障害福祉課長、都市計画部都市計画課長及び土木部管理課長の職にある者とする。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

付 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

参考2 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

No.	区分	所属	氏名
1	学識経験者	岩手県立大学 名誉教授	元田 良孝
2		東京大学 大学院工学系研究科建築学専攻 教授	西出 和彦
3	障害者団体	文京区視覚しうがい者協会	吉田 美奈子
4		文京区肢体障害者福祉協会	中村 雄介
5		文京区内部疾患友の会	田中 誠一郎
6		文京区聴覚障害者協会	新井 賢二
7		文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子
8		文京区家族会	前山 栄江
9		文京区知的障害者（児）の明日を創る会	佐藤 澄子
10		文京区高齢者クラブ連合会	三宅 純子
11		文京区商店街連合会	野上 信吉
12	区民	文京区町会連合会	諸留 和夫
13	地域員	文京区民生委員児童委員協議会	水野 妙子
14	公募		猿渡 達明
15			土岐 悅康
16			西村 久子
17			井本 佐保里
18	関係行政機関	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長	笠間 雅弘
19		東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	谷崎 騒一
20	施設管理者	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長	三條 憲一
21		東京都 建設局 第六建設事務所 管理課長	橋本 春彦
22		文京区 土木部 道路課長	佐久間 康一
23		東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	田中 功
24		文京区 土木部 みどり公園課長	橋本 万多良
25	交通管理者	富坂警察署 交通課長	高槻 勝久
26		本富士警察署 交通課長	馬渡 幸一
27		駒込警察署 交通課長	岡本 明治
28	交通事業者	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	木津 和久
29			生越 啓史
30		都営バス 東京都 交通局 総務部 総合技術調整担当課長	島崎 健一
31		日立自動車交通株式会社 部長代理	西窪 裕光
32	関係事業者	高齢者あんしん相談センター富坂 事業所長	望月 修

参考3 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 幹事名簿

No.	所 属	氏 名
1	文京区企画政策部長	吉岡 利行
2	文京区福祉部長	須藤 直子
3	文京区都市計画部長	中島 均
4	文京区土木部長	中村 賢司
5	文京区企画政策部企画課長 事務取扱 企画政策部参事	加藤 裕一
6	文京区アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長	横山 尚人
7	文京区福祉部福祉政策課長	木幡 光伸
8	文京区福祉部障害福祉課長	中島 一浩
9	文京区都市計画部都市計画課長	鵜沼 秀之
10	文京区土木部管理課長 事務取扱 土木部参事	小野 光幸

参考4 検討経緯

回	会議名及び開催日	主な検討内容
1	第1回 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 平成28年5月19日(木)	(1) 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画の策定方針について
2	事業者説明会 平成28年5月31日(火)	(1) 文京区バリアフリー基本構想について (2) 地区別計画の策定について (3) 質疑応答
3	まち歩きワークショップ 平成28年7月1日(金) 平成28年7月4日(月)	生活関連施設・生活関連経路の現地確認及び意見交換 7/1 都心地域(参加者32名) 7/4 下町隣接地域(参加者26名)
4	第2回 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 平成28年11月8日(火)	(1) 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画の素案について
5	第3回 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 平成29年1月23日(月)	(1) 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画の案について (2) 平成29年度の取組みについて

※各協議会前に推進委員会を実施(検討内容は協議会と同様)

参考5 まち歩きワークショップの実施概要と主な意見

開催日程

【都心地域】	日時：平成28年7月1日（金） 13時30分～17時00分 会場：文京シビックセンター3階 障害者会館 会議室A・会議室B
【下町隣接地域】	日時：平成28年7月4日（月） 13時30分～17時00分 会場：不忍通りふれあい館 地下1階ホール

プログラム

項目	時間	内容
1.開会・説明	13:30 (5分)	○開会挨拶 ○本日の目的の説明
2.現地確認	13:35 (5分)	○参加者自己紹介 ○班ごとの対象施設、現地確認ルートの確認 ○現地確認の出発準備
	13:40 (110分)	○現地確認
(休憩)	15:30 (20分)	
3.意見交換	15:50 (55分)	○各班で意見交換
4.閉会	16:45 (15分)	○各班から主な意見を報告 ○今後のスケジュール ○閉会挨拶

参加者数

都心地域：32名

下町隣接地域：26名（交通事業者及び事務局を除く）

対象施設

項目	都心地域 7月1日（金）	下町隣接地域 7月4日（月）
鉄道駅	（都営大江戸線・三田線春日駅、東京メトロ南北線・丸ノ内線後楽園駅、都営三田線水道橋駅、東京メトロ丸ノ内線御茶ノ水駅）	東京メトロ千代田線千駄木駅、（根津駅、湯島駅）
道路	白山通り、千川通り など	不忍通り、言問通り、コミュニティ道路 など
公共施設（窓口）・集会施設	文京シビックセンター、湯島総合センター	不忍通りふれあい館、根津総合センター、汐見地域活動センター
保健施設・病院	東京医科大学医学部附属病院	保健サービスセンター本郷支所、駒込病院
文化・教養・教育施設	東京ドーム	森鷗外記念館、文京区教育センター、東京大学 本郷キャンパス
商業施設	ラクーア	—
宿泊施設	東京ドームホテル、お茶の水セントヒルズホテル	—
公園・運動場	（磯川公園）	—

かっこ内の施設は見学の対象ではなく、移動時に通過した施設です。

まち歩きワークショップでの主な意見

◎良い点、△悪い点・改善点

点検対象	意見内容
鉄道駅	<ul style="list-style-type: none"> ◎ベンチがたくさん設置されている。(千駄木駅) ◎多機能トイレは十分な広さであった。(千駄木駅) ◎案内表示が大きく、色分けされている、音声案内も充実している。(千駄木駅) △出入口の視覚障害者誘導用ブロックが複雑である。(水道橋駅) △視覚障害者誘導用ブロックの形状が統一されていない。(後楽園駅) △ホームドアが設置されていない。(千代田線各駅) △後楽園・春日駅の出口（地下2階）からシビックセンターまでのバリアフリールートをわかりやすく案内してほしい。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ◎道路の色使いによって自動車のスピードが抑制されている。(コミュニティ道路) ◎歩車道の段差のUDブロックは視覚障害者にも車いす使用者にも使いやすい。(全般) △歩道の真ん中に電柱や街灯があり歩きづらい。(不忍通り、言問通り) △視覚障害者誘導用ブロックの規格が古く、敷き方も適切でなかったり、老朽化して破損している箇所がある。(不忍通り、本郷通りほか) △歩道の勾配が大きく歩きにくい。(白山通り・千川通り) △バス停に屋根がついていない。(言問通り) △信号の青時間が短いところがある。(白山通り) △音響式信号機のボタンからの音量が小さく聞こえにくい。(白山通り・千川通り) △自転車と接触しそうで危険である。(複数道路) △多数の不法占用物件（看板、椅子、自転車の駐輪）がある。(複数道路) △エスコートゾーンを設置してほしい。(全般) △案内標識がもっとあった方が良い。(全般)
公共施設 (窓口) ・集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ◎通路の両側手すりで切れ目がないので良い。(不忍通りふれあい館) ◎電光掲示板の番号が見やすく、音声案内もある。(戸籍住民課窓口) △出入口付近の自転車が通行の妨げになっている。(湯島総合センター、根津総合センター) △和式トイレは洋式にしてほしい。(湯島総合センター) △耳マークや筆談具を設置し、筆談対応をしてほしい。(全般) △正面出入口がわかるように音声標識があると良い。(全般)
保健施設 ・病院	<ul style="list-style-type: none"> ◎親切に案内してくれる。(保健サービスセンター本郷支所) ◎出入口から総合案内所まで視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。(駒込病院) ◎地下鉄出口から建物まで屋根が連続している。(東京医科歯科大学医学部附属病院) △床に矢印などの案内があるとわかりやすい。(駒込病院) △視覚障害者誘導用ブロックが壁や鉢植えに近すぎたり、古い規格で輝度比が確保されていないところがある。(東京医科歯科大学医学部附属病院)
文化・教養 ・教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ◎多機能トイレが広々としてきれいだった。(森鷗外記念館、文京区教育センター) ◎人的対応があるのは良い。(東京ドームシティ総合案内所) △デザインを重視しすぎていて案内が見にくい。(森鷗外記念館、文京区教育センター) △ガラス張りが多く、弱視等の方にはわかりにくいので、テープ、シール等が目の高さに貼ってあると注意喚起になって良い。(文京区教育センター) △車いす用観客席は車いす目線だと前の座席の人の頭で視界が遮られる。(東京ドーム)
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ◎主要な通路に段差がなく、歩きやすい。(ラクーア) △ドアが開き戸で開けにくいので自動ドアにしてほしい。(ラクーア) △店舗と通路の境界線に商品棚がはみ出しているところもあった。(ラクーア)
宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ◎子連れの客には別の受付が設置されていた。(東京ドームホテル) ◎バリアフリールームが1階にあるのはよい。(お茶の水セントヒルズホテル) △外階段に鉢植えを置きすぎていて体を支えられない。(お茶の水セントヒルズホテル)
公園・運動場	<ul style="list-style-type: none"> △階段の前に視覚障害者誘導用ブロックがない。(礫川公園) △出入口のスロープは利用者が多く、ベビーカー等がすれ違い可能な幅が必要である。(礫川公園)

参考6 心のバリアフリーウークショップの実施概要と主な意見

開催日程

日時：平成28年11月13日（日） 10時00分～16時00分

会場：文京総合福祉センター

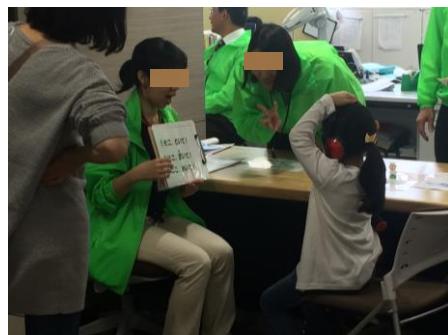
実施内容

文京総合福祉センター祭りで実施した「障害体験スタンプラリー」の一環として、文京区のバリアフリーについて区民の方のご意見を伺いました。「心のバリアフリーの木をつくろう！」をテーマに、バリアフリー基本構想の展示についての意見や障害体験をして気づいたこと、心のバリアフリーについて感じたことを付箋に記入していただき、掲示しました。

また、文京区障害者基幹相談支援センターによる心のバリアフリーシンポジウムのなかで、バリアフリー基本構想の取組や、まちの身近なバリアフリーの工夫などを紹介しました。



障害体験をして気づいたことや
心のバリアフリーについて感じ
たことを付箋に記入して掲示
(心のバリアフリーの木)



障害体験スタンプラリーでは、高
齢者や障害者（視覚障害、聴覚障
害、車いす、統合失調症、AD/HD）
の疑似体験を実施



シンポジウムで
はまちの身近な
バリアフリーの
工夫を紹介

主な意見

<全体>

- ・ 貴重な体験だった。電車内や施設で介助できるように心がけたい。
- ・ 相手を思いやる気持ちが大切である。
- ・ いろいろ体験させていただいて障害を持っている方が大変だということがわかった。

<高齢者体験>

- ・ 高齢者疑似体験では体が重く歩くのが怖かった。
- ・ 高齢者疑似体験をしてこれからおじいちゃん、おばあちゃんを大事にしようと改めて思った。

<視覚障害体験>

- ・ 自分が思っていたよりも目が見えないと不安で怖かった。
- ・ 白杖体験は特に一人だと不安だと感じた。誰かが寄り添う、付き添うことが大切だと感じた。
- ・ スポーツセンター前は白杖の人も多いので、自転車の運転に気を付けようと思った。

<車いす体験>

- ・ 車いす体験は体力もいり、思うような方向にいけなく大変だと思った。

<統合失調症体験>

- ・ 総合失調症(AD/HD)の人やその家族は大変だと思った。

参考7 移動等円滑化に関する事項

移動等円滑化に関する主な基準等

各施設のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

表 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	公園	移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成18年12月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成18年12月
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年12月
	駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成25年6月
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成25年6月
	道路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年3月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成24年7月 (追補版平成27年7月)
条例等	公共交通・道路 公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 平成26年9月
	道路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	公園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	建築物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 平成18年12月
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	駐車場	駐車場ユニバーサルデザインガイドライン	(財)東京都道路整備保全公社 平成19年2月
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成25年8月
	トイレ	生活者の視点に立ったトイレ整備の指針 —とうきょうトイレ、その方向性—	東京都福祉のまちづくり推進協議会 平成18年7月

移動等円滑化に向けた配慮事項

バリアフリー基本構想では、区民意見をもとに、各事業者が移動等円滑化に向けて配慮すべき事項として以下を整理しています。

- ※1) 配慮事項は区民意見を基に整理しており、関連ガイドラインに示された整備水準を考慮していません。
- ※2) 赤字は関連ガイドラインに同様の記載があるもののうち特に区民意見の多かったもの、青字は記載がないものです。

(1) 公共交通の移動等円滑化

① 旅客施設(鉄道駅)

項目	共通の配慮事項
①通路	主要な出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を確保する。また、利用客数が多い駅については、 バリアフリー経路の増設に努める とともに、他の経路と比べて極端に遠回りにならないようにする（乗換時も同様）。
	動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる誘導経路を確保（視覚障害者誘導用ブロックの配置）する。
②上下移動	階段は、 段鼻の色を強調 し、段を識別しやすいようにする。
	エレベーターは、 障害者が利用しやすい構造 とする（十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。
	エスカレーターは、 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置 する。
③ホーム	転落防止のため、 ホームドアや可動式ホーム柵、又は内方線付点状ブロックを設置 する。
	ホームの幅員が狭い箇所には、車いす使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。
	ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。
	乗降位置を表示するとともに、 視覚障害者がわかりやすい位置に点字を貼付 する。
	乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。
	視覚障害者や高齢者に配慮した適切な照度を確保する。
④券売機等	車いす使用者でも近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルが見やすい（反射しない）券売機等を設置する。
	インターホン等を活用できない聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。
⑤トイレ	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置 する（ベビーチェアや幼児用便座など）。
	多機能トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、 車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置 する。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。

項目	共通の配慮事項
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。
	エスカレーターによる経路が連續していない場合(途中から階段による上下移動が必要となる場合)は、あらかじめその旨がわかるように 経路の端部に案内 を掲示する。
	改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	サインの情報内容や表現方法、設置位置がわかりやすいうように配慮するとともに、 可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達 できるようにする。
	エレベーター や多機能トイレでは、 障害者等が優先的に利用できるように配慮する (案内の表示など)。
⑦人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。
	駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考：旅客施設のバリアフリー化（国土交通省資料など）



ホームドア



可動式ホーム柵



内方線付点状ブロック

② バス

項目	共通の配慮事項
①車両	ノンステップ化や車いす使用者やベビーカー利用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
②バス乗降場・停留所	バス停へのベンチ・上屋の設置や十分な待合スペースを確保する。（道路管理者との連携）
	バスが正着（停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。（道路管理者との連携）
③案内設備	バス乗降場や停留所における案内を充実する（わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など）。
	バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。
④人的対応・心のバリアフリー	バス停への正着やニーリング（車両を傾けて段差を緩和する）を徹底する。
	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考：バスのバリアフリー化



ノンステップバス



バリアフリー化されたバス停留所

③ タクシー

項目	共通の配慮事項
①車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシーの導入を促進する。
②人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

(2) 道路の移動等円滑化

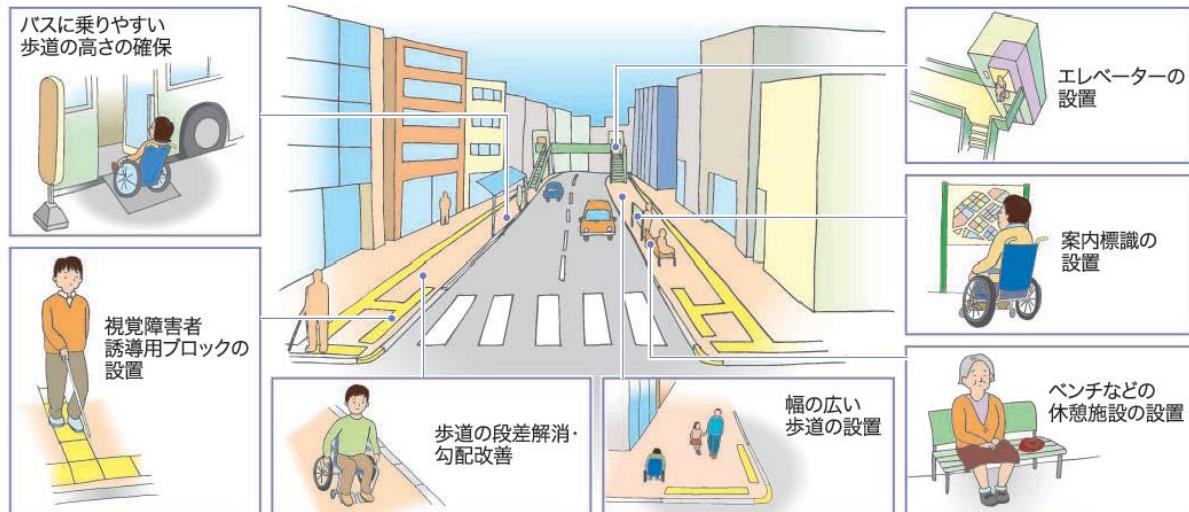
① 歩道のある道路

項目	共通の配慮事項
①整備	歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	車両乗入れ部や交差点部における歩道内の勾配をゆるくする。
	バス停留所を設置する歩道は、 バスに円滑に乗降できる高さ とし、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、十分な待合スペースを確保する。（バス事業者と連携）
	車いす使用者やベビーカー利用者が 移動しやすい舗装 を行う。
	歩道境界ブロックは、 視覚障害者が認識でき、車いす使用者が円滑に通行できるもの にする。
	歩道境界やバス停留所、生活関連施設を中心に、移動の連續性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。（関係事業者と連携）
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ（グレーチング）などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	歩行者等の通行の支障とならない範囲で、 日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設 の設置に努める。
②安全対策	歩道の安全性を高めるため、 自転車走行空間整備 を推進する。
	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
③案内設備	長く続く坂道では、 車いす使用者等が安心して滞留できるスペース（平坦な踊り場等） や高齢者等が休憩できるベンチの設置に努める。また、道路利用者に対して、 助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置 に努める。
	生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した 見やすくわかりやすい案内表示の設置 に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
④維持管理	エレベーター やスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。
	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進 する。（交通管理者と連携）

② 歩道のない道路

項目	共通の配慮事項
①整備	コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ（グレーチング）などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。（バス事業者と連携）
②安全対策	路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（交通管理者と連携）
	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、滑りにくい舗装に配慮するとともに、必要に応じて手すりの設置などを検討する。また、道路利用者に対して、助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置に努める。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所（生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
④維持管理	舗装や案内設備などの適切な維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（交通管理者と連携）

● 参考：道路のバリアフリー化（国土交通省資料、文京区ホームページなど）





バリアフリー化された歩道



コミュニティ道路（歩道あり）



コミュニティ道路（歩道なし：路面表示）



コミュニティ道路（歩道なし：狭さく）



助け合いの意識を喚起する標識（坂道）



急な坂道への手すりの設置

(3) 信号機等の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①信号機等	生活関連経路上の信号交差点には、 バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置 するとともに、付帯機材の位置に配慮する。
	主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、 エスコートゾーンの設置 を検討する。
	高齢者、障害者が 安全に横断できるよう、適切な青時間を確保 する（歩行者用青信号の延長など）。
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
②安全対策	【歩道のない生活道路】 路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（道路管理者と連携）
③人的対応・心のバリアフリー	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進 する。（道路管理者と連携）

- 参考：信号機等のバリアフリー化（国土交通省資料、警察庁資料など）



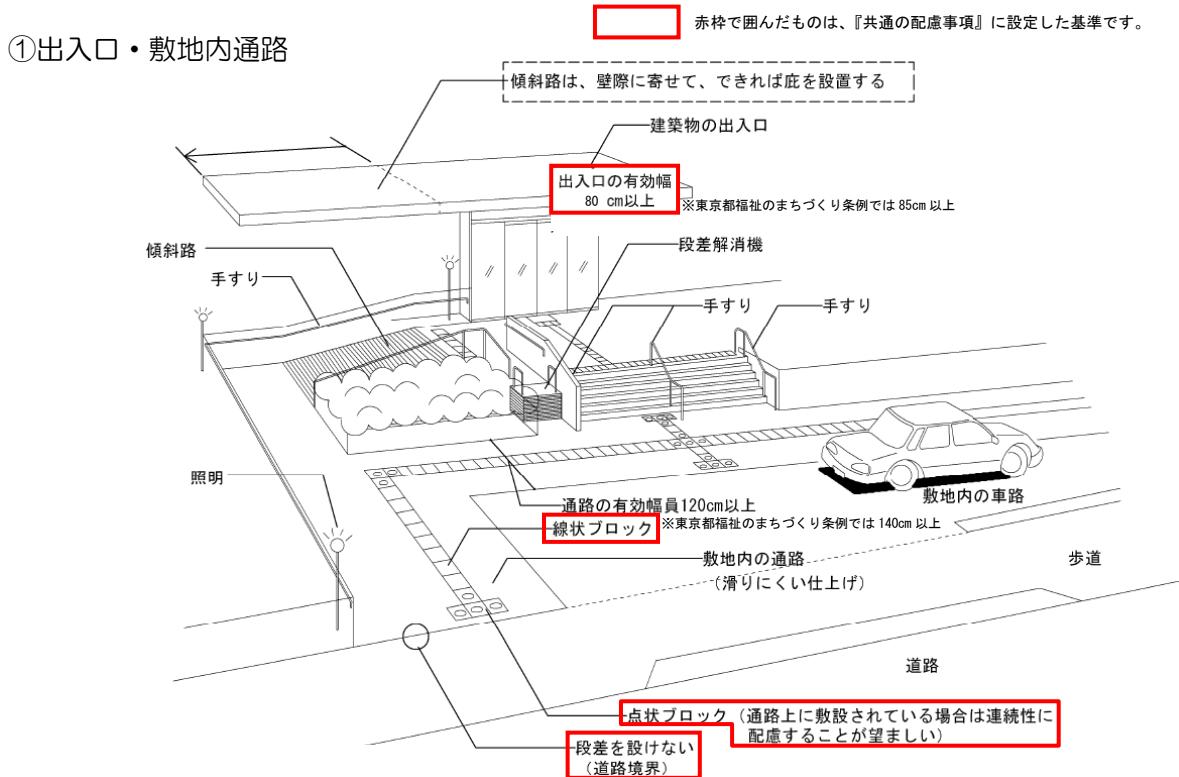
(4) 建築物の移動等円滑化(駐車場を含む)

項目	共通の配慮事項
①出入口・ 敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
	主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー利用者等に配慮した幅を確保する(80cm以上)。
②建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120cm以上)。
	主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。
③上下移動	2階以上の建築物には、エレベーターを設置する。
	エレベーターは、障害者が利用しやすい構造とする(十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など)。
	階段は、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
	階段には両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。
④トイレ	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など)。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置する(ベビーチェアや幼児用便座など)。
	多機能トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置する。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑤駐輪場・ 駐車場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
	出入口に近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設(幅350cm以上)を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。
	建築物出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	エレベーターや多機能トイレでは、障害者等が優先的に利用できるように配慮する(案内の表示など)。
	病院など順番待ちのある施設では、呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。
⑦その他設備	受付や記入台は、車いす使用者が接近しやすい構造とする。
	貸出し用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。
	授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。
	講演を行うホール等では磁気ループを導入し、設備が使える旨を主催者や参加者に周知する。

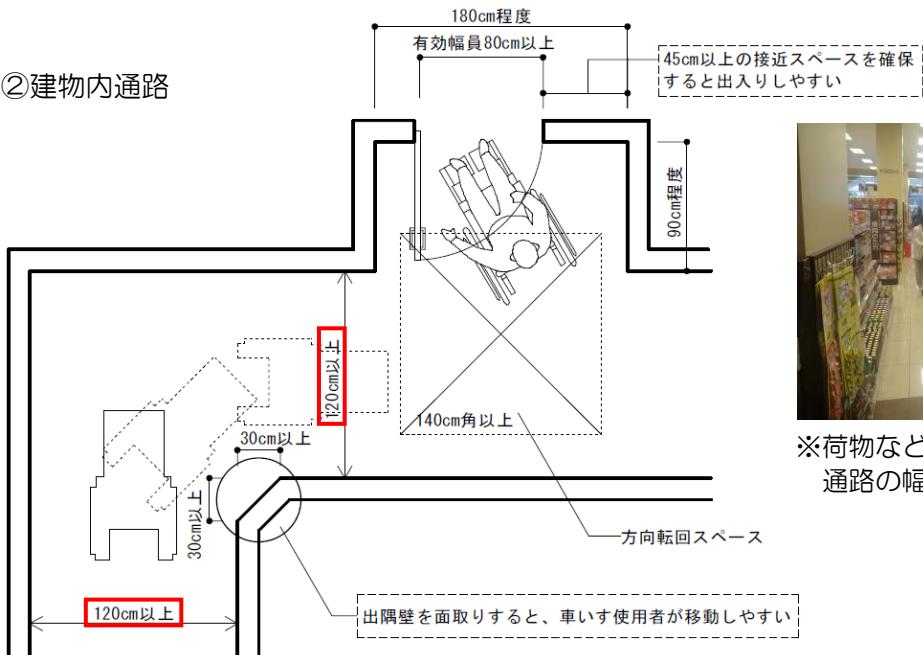
項目	共通の配慮事項
⑧人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	建築物出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを配置し、受付・窓口からは職員が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。
	道路に面した敷地内には歩行者が休憩できる ベンチの設置 を検討する。

● 参考：建築物のバリアフリー化

(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋・作成ほか)

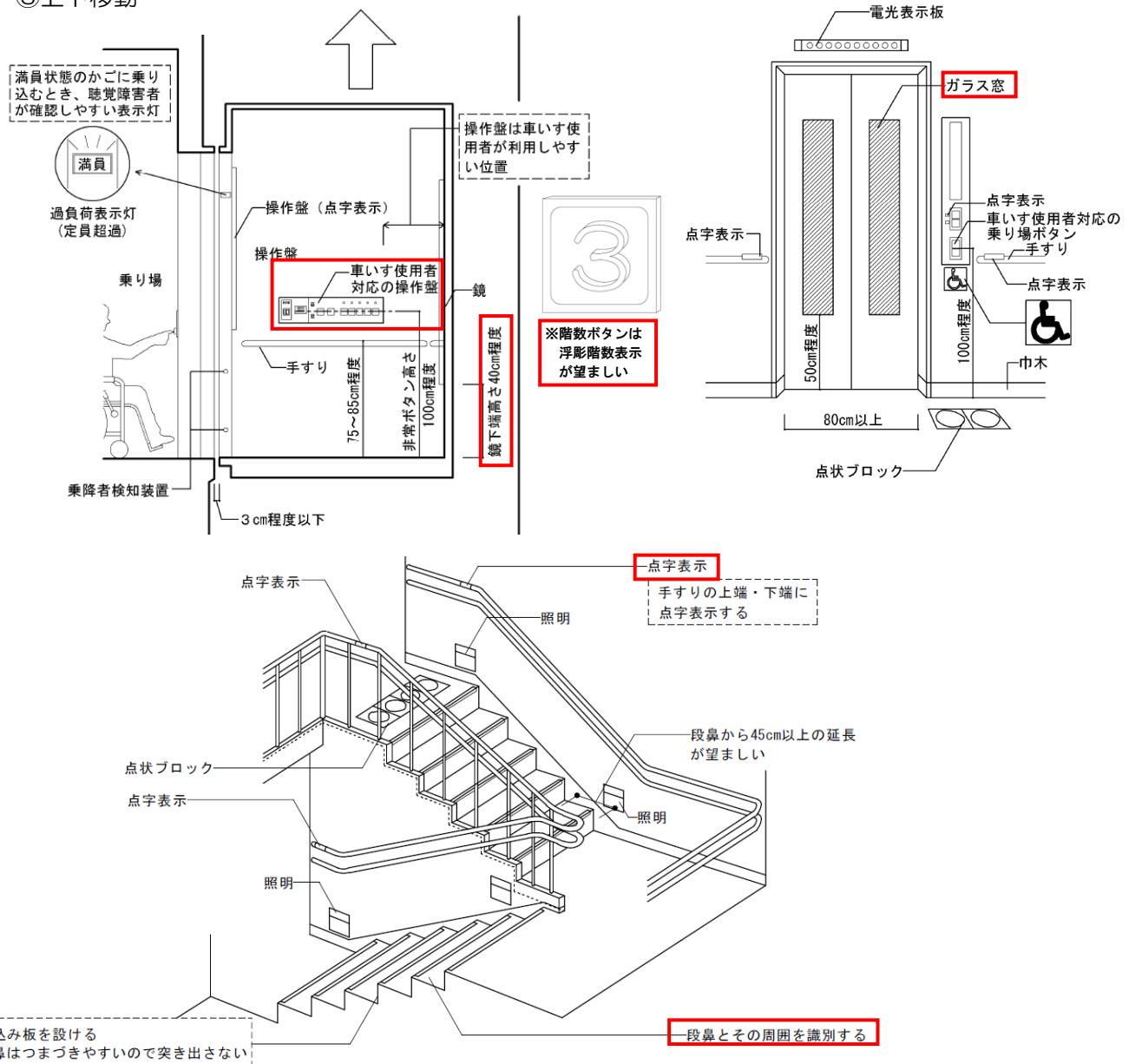


②建物内通路



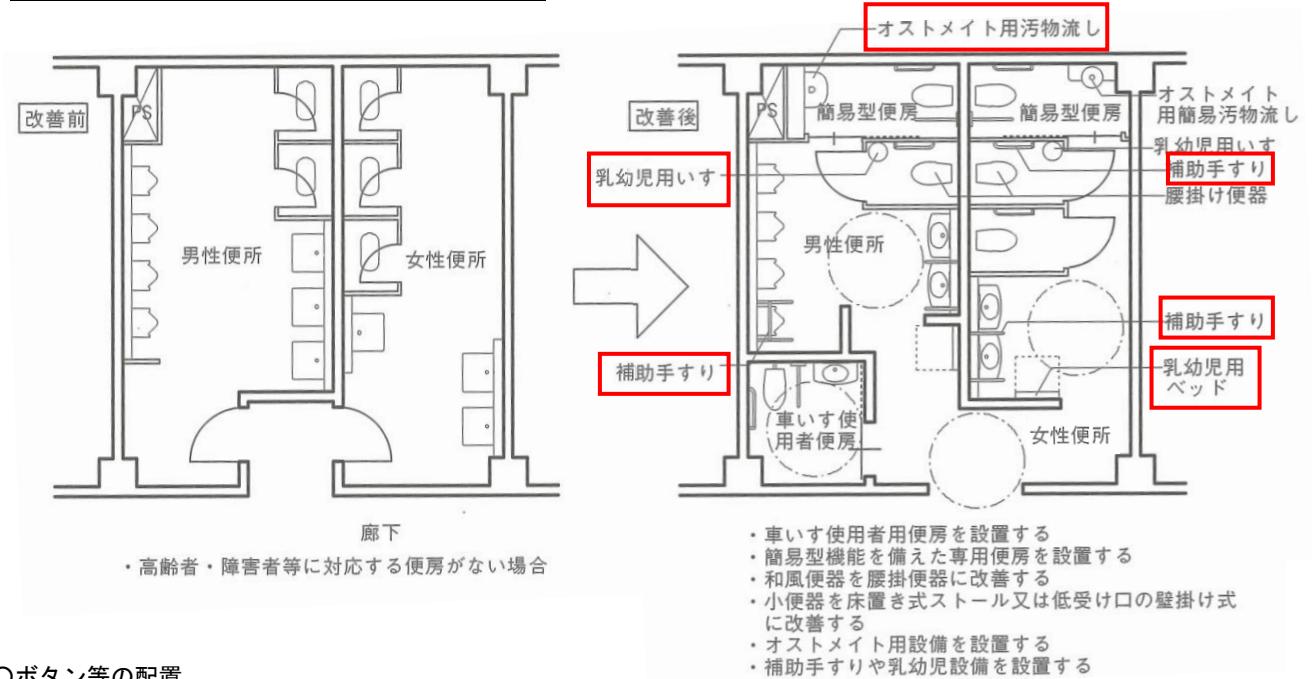
※荷物などを置かず、可能な限り通路の幅を広くする

③上下移動

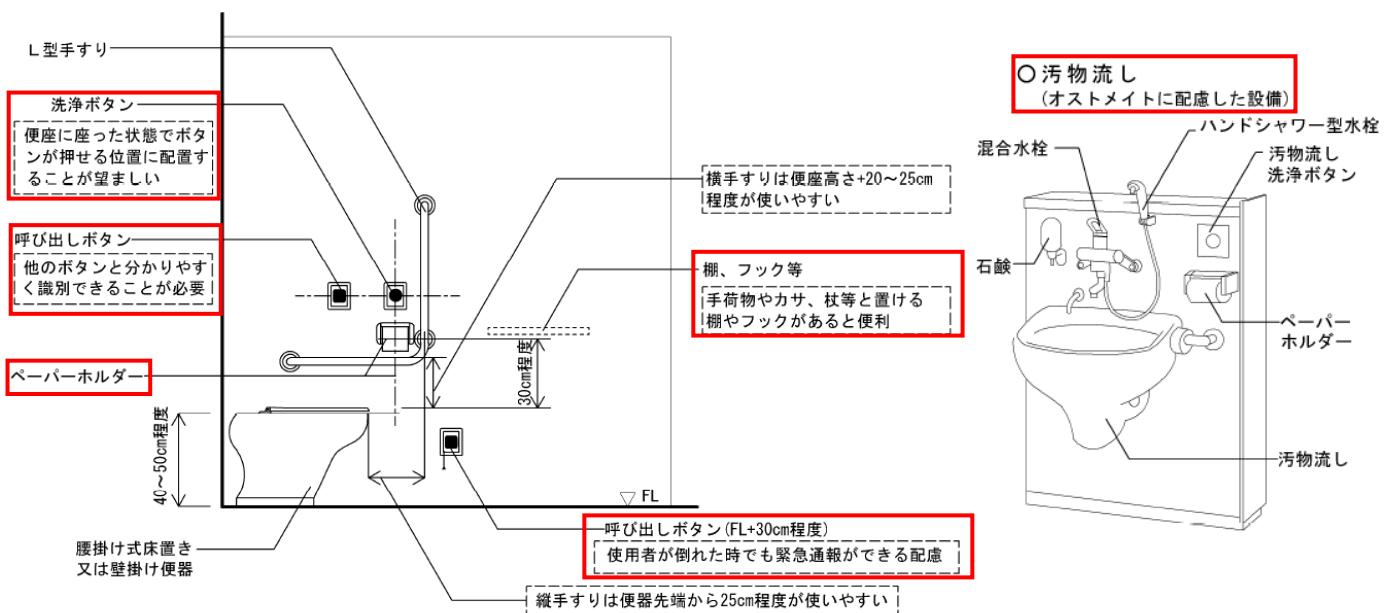


④トイレ

トイレの改善例（車いす対応・機能分散）

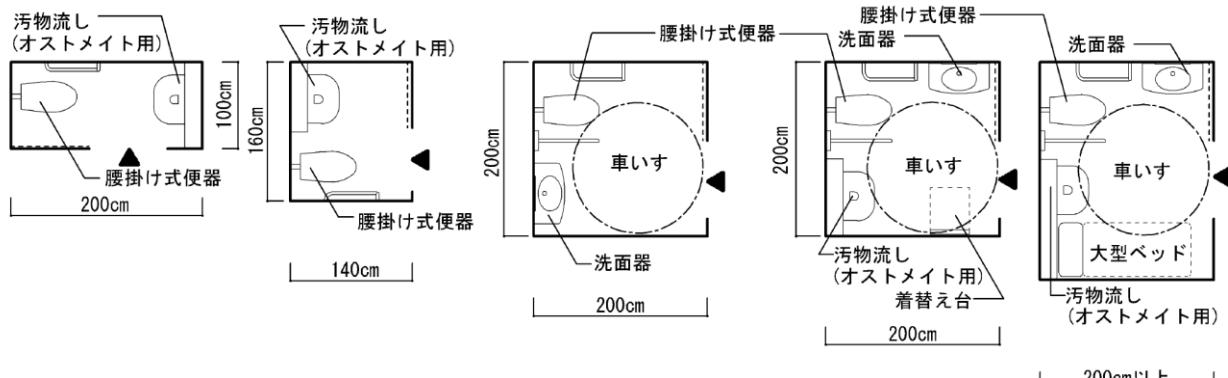


○ボタン等の配置

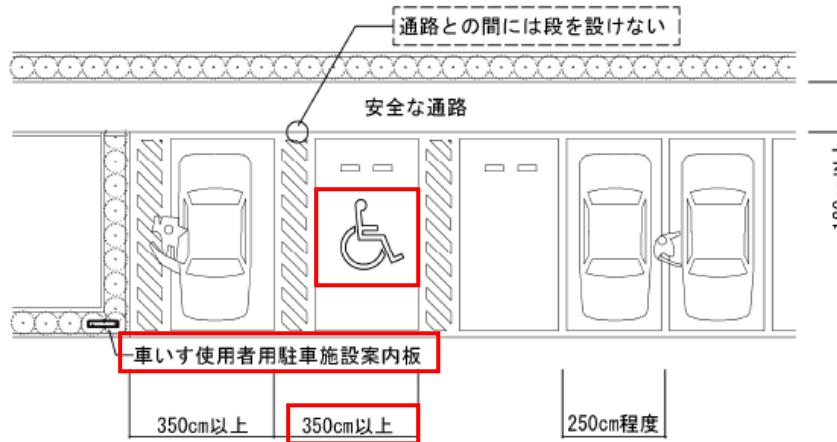


●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

○オストメイト用設備を有する便房 ○車いす使用者用便房 ○多機能便房



⑤駐輪場・駐車場

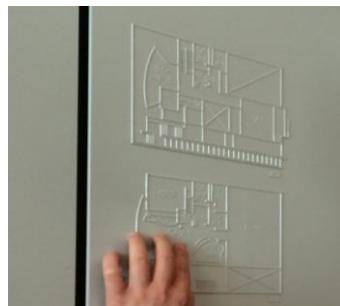


マナーアップポスター
(東京都資料より)

⑥案内設備



ピクトグラムによる案内



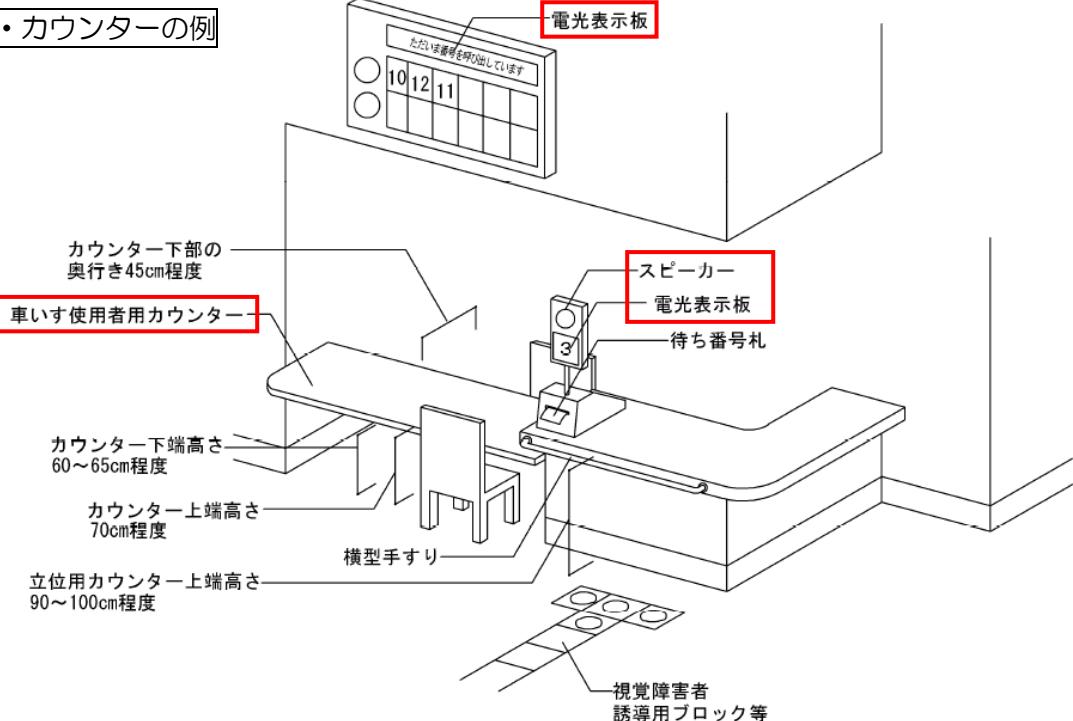
触知図や音声による案内



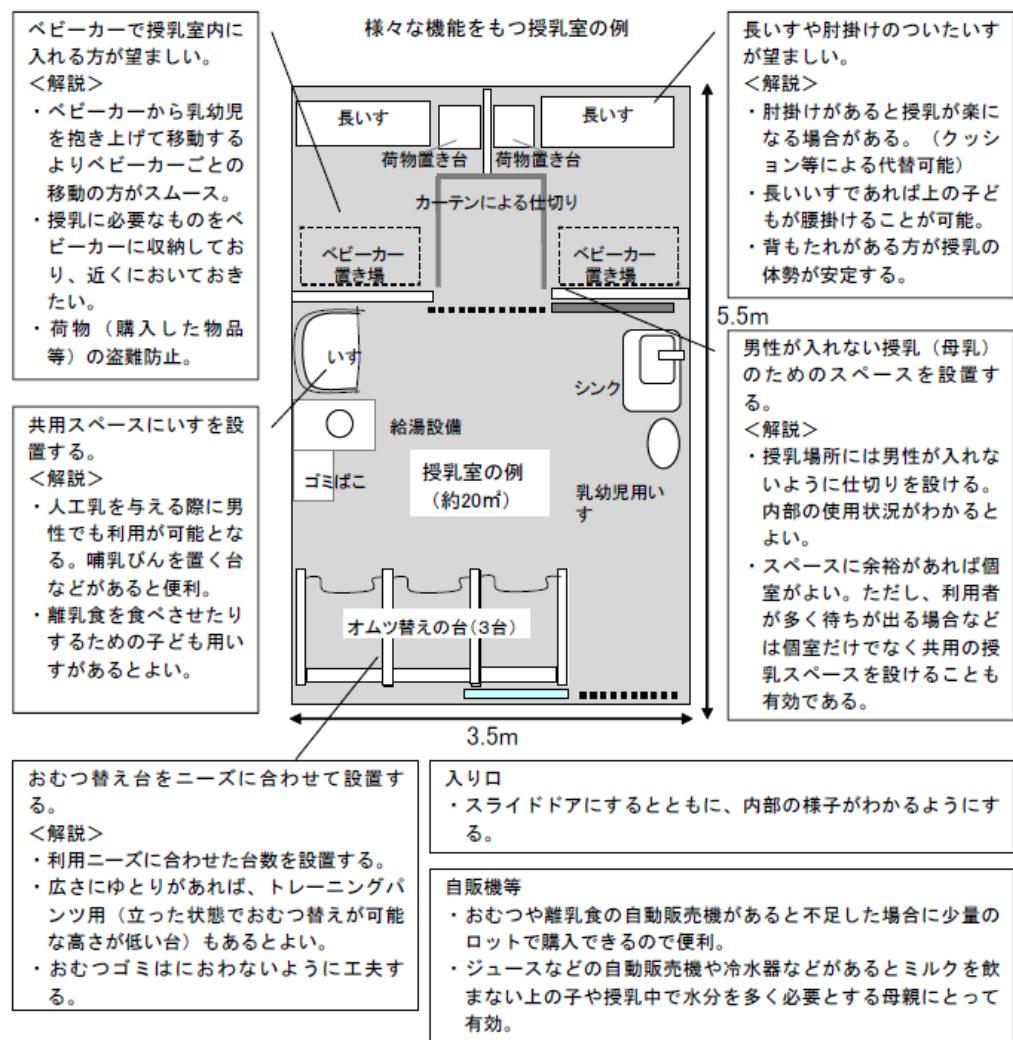
総合案内（人による対応）

⑦その他設備

窓口・カウンターの例



授乳室の配置例



⑧人的対応・心のバリアフリー



耳マーク・筆談用具

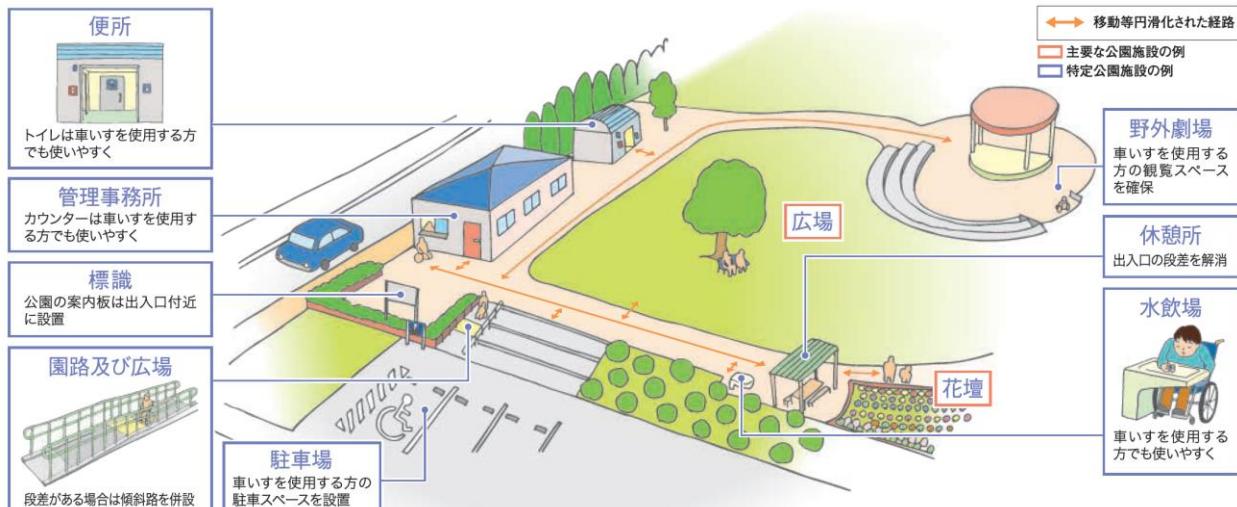


コミュニケーション支援ボード
(公益財団法人明治安田こころの健康財団より)

(5) 都市公園の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①出入口	敷地境界（道路等と公園敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない。
	車いす使用者や ベビーカー利用者等 が通るのに十分な出入口幅を確保する(90cm以上)。
	歩道上から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
②園路	主要な園路は 平坦で固くしまってて滑りにくい路面 とする。
	主要な園路には段差を設けない。
	主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する(120cm以上)。
③トイレ	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など)。
	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。
	車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
⑤案内設備	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した 大きくわかりやすい案内表示 を設ける(必要に応じて点字表示・音声案内など)。
	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
⑦その他設備	庭園など文化的景観を有する公園では、可能な範囲で園路等のバリアフリー化に努めるとともに、整備が難しい場合には案内などによる情報提供を充実する。
	避難場所に指定されている場合は、音声放送設備だけでなく電光掲示等による文字情報の提供設備の設置にも配慮する。
	職員による案内やサポート、 悪路に対応した車いすの貸出 などの対応を充実する。
⑧人的対応・心のバリアフリー [管理事務所がある場合]	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボード や筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。

● 参考：都市公園のバリアフリー化（国土交通省資料）



用語集

あ	アクセス	目的の場所などを利用するためには接近すること。
い	移動等円滑化	高齢者、障害者等の移動又は施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。（＝バリアフリー化）
い	移動等円滑化基準	バリアフリー法施行に伴い主務省令で定められた旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園などに関する基準。
い	移動等円滑化の促進に関する基本方針	バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（平成23年3月31日改正）
え	エスコートゾーン	視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。
お	オストメイト	人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部又は一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。
お	オストメイト対応設備	トイレ等でオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台やカウンター、荷物用フック、化粧鏡、着替え台などがある。
か	ガイドライン	国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。
き	輝度	ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。
く	グレーチング	鋼材を格子状に組んだ側溝の蓋。
け	経過時間表示式信号機	信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。
け	建築物バリアフリー条例（東京都）	「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成15年施行、平成18年改正）の通称。バリアフリー法第14条第3項の規定により、都内の建築物に対しバリアフリー化の義務付け対象の拡大や整備基準の強化を行っている。
こ	交通政策基本法	平成25年12月4日公布、施行。交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定めている。
こ	合理的配慮	障害者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮。

こ	心のバリアフリー	高齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。また、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことや移動及び施設利用を手助けすること等の支援により、円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。
こ	コミュニケーション支援ボード	障害者や外国人などのコミュニケーションをとりにくい方が、自分の意志を相手に伝えるために利用する絵や図記号が示されたボード。
こ	コミュニティ道路	人と車の調和を図り、歩行者等が安全かつ安心して利用できる道路。車道を蛇行させる、ジグザグにする、車道面を隆起させたハンプを設置するなど、心理的、物理的に車の速度が低下するように設計されている。
こ	コミュニティバス	従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスとして、自治体が関与して運行する乗合バス。生活道路など狭い道を運行するため、小型バスが使用されることが多い。
さ	サイン	道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。
し	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅の密集地域や住宅、店舗及び工場などが混在し、防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。
し	視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロック。
し	施設設置管理者	公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。
し	自転車走行空間整備	自転車が安全に走行できる空間を道路上に整備（自転車道、自転車専用通行帯、路肩のカラー化や路面標示、交通規制など）すること。
し	社会的障壁	障害者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの。
し	重点整備地区	バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。
し	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月制定、平成28年4月1日施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。
し	触知（案内）図	視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字で表現したもの。

す	スパイラルアップ	計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。
せ	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路。
せ	生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。
せ	（バスの）正着	バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。
た	多機能トイレ	車いす使用者が使用できる広い空間が確保され、さらに足の不自由な人、乳幼児同伴者、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けたトイレ。
た	段鼻 <small>だんはな</small>	階段の踏み面の先端部。
と	東京都福祉のまちづくり条例	平成21年3月改定。ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする。施行規則において、対象となる施設や整備基準を定めている。
と	特定公園施設	都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／屋根付広場／休憩場／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識などがある。
と	特定事業	バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業（バリアフリー化に関する事業）で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。
と	特定事業計画	バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する施設設置管理者等が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画がある。
と	特定車両	軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。
と	特定路外駐車場	道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車の用に供する部分の面積が500m ² 以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。
に	ニーリング	バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗り降りをしやすくする機能。
の	ノンステップバス	乗降部に階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際はスロープ板などを出す。ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とされている（公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン）。
は	ハード・ソフト	ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。ソフトとは人、システム、制度などに主に運用に関するもの。

は	バリアフリー	障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、すべての障壁を含む。
は	バリアフリー基本構想	バリアフリー法に基づき、区市町村が、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する構想。
は	バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日施行。
は	バリアフリールート	障害者などが円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や、段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。
ひ	PDCAサイクル	⇒「スパイラルアップ」の項を参照。
ひ	ピクトグラム	「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号（サイン）の一つ。
ふ	福祉タクシー	道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。
ふ	文京区基本構想	区の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本区行政の最も上位に位置する総合計画。平成22年6月に「文京区基本構想（歴史と文化と縁に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」）」が策定された。
ふ	文京区 都市マスタープラン	都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成8年に策定し、平成22年度に改定したもので文京区に住み、働く人がまちに魅力を感じ、誇ることができ、そして区外から訪れたいと思ってもらえるようなまちづくりのビジョンを示したもの。
ほ	ホームドア・ 可動式ホーム柵	駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能のように、利用者本位、人間本位の考え方方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
ろ	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。
わ	ワークショップ	一方的な情報提供ではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で問題解決や創造を行う場、又はその活動手法のこと。

文京区バリアフリー基本構想 重点整備地区別計画

【都心地域・下町隣接地域】

平成 29 年 3 月策定

発行／文京区

編集／都市計画部

〒112-8555

東京都文京区春日一丁目 16 番 21 号

電話 03-3812-7111（代表）

地図の作成にあたっては東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 23 年度版）を使用した。
(承認番号 MMT 利許第 23081 号-36) 無断複製を禁ずる。

再生紙を使用しています。

印刷物番号 G0216014

頒布価格 ×,×××円

